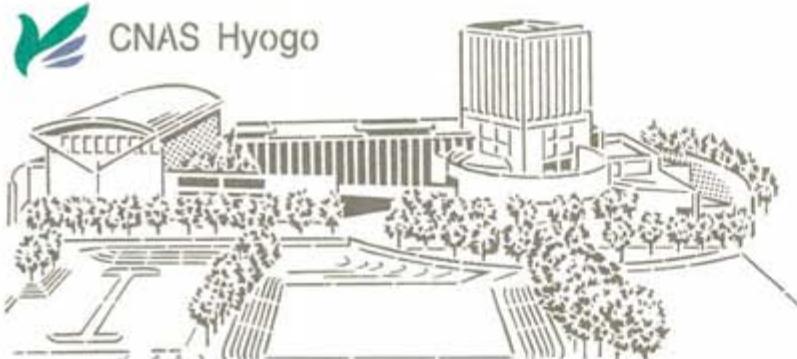


兵庫県立看護大学 5周年誌



兵庫県立看護大学 5周年誌

ごあいさつ



兵庫県知事
貝原俊民

我が国の看護学の教育・研究・実践の拠点として —兵庫県立看護大学創立5周年に寄せる—

国公立で全国初の看護系単科大学として誕生した「兵庫県立看護大学」——お陰様で着実な歩みを続け、創立5周年を迎えることができました。

この間、看護に関する先進的な知識や技術をしっかりと学び、豊かな人間性と高い能力を身につけた卒業生の皆さん、保健・医療・福祉などの担い手として、また教育・研究者として大いに活躍されていることは、まことに頼もしく嬉しいかぎりです。ここに改めて、温かいご支援を賜りました関係者の方々、あふれる愛情と情熱をもって指導に努めてこられた教職員各位に深く敬意と感謝の意を表します。

人間として生きる喜びが実感できる幸せな生涯を送るためにには、心身ともに健やかであることが何よりも大切です。私たちは、あの阪神・淡路大震災で、それを改めて痛感したところであり、生きる力を高め、かけがえのない命を守る保健医療のさらなる充実や発展、そして、誰もが安全で安心して健康に暮らすことができる文化の形成の必要性を再認識しました。

兵庫県では、かねてから、一人ひとりのライフスタイルに応じた健康づくりから疾病の予防、治療に至る一貫した保健医療体制の確立に力を注いでいます。さらに、WHO神戸センター開設のインパクトを最大限にいかし、感動や驚きのなかで生命の尊さ、健康の大切さを学ぶ新しい知的テーマパーク「ヘルスケアパーク構想」の推進など、先進的な取り組みも意欲的に展開しているところです。

もちろん、その担い手となる看護・医療スタッフの養成や、医療新時代を拓く学術研究の進展に力を注いでいることはいうまでもありません。

その中核としての役割を担う兵庫県立看護大学は、複雑・多様化する保健医療ニーズに的確に対応できる総合的な能力を持つ看護のスペシャリストの育成と、看護学研究の一層の高度化をめざし、平成9年4月に大学院修士課程を設置。さらに、平成11年4月には、より豊かな学識や高度な研究能力を培い、広い視野のもとに、自立して看護学を追究できる研究者を育んでいくべく博士後期課程も創設することにいたしました。

今後とも、教育・研究体制の充実強化に努めることはもとより、公開講座の開催や研修員の受け入れ、社会人のリカレント教育への対応など、地域に開かれた大学づくりを積極的に進めてまいる決意です。

21世紀における我が国の看護学の教育・研究・実践の拠点をめざし、兵庫県立看護大学のさらなる充実を図ってまいりますので、皆様方のますますのご支援とご協力を心からお願い申しあげます。



学長
南 裕子

開学5周年誌の発行に際して

兵庫県立看護大学が開学して5周年を迎えるにあたり、何か記念となる行事を行うかどうか学内で議論をした結果、記念誌を残すことになった。当事者としては思い出深い歳月であったとしても、5年間の歴史では何かを残すということにならぬのではという懸念がなかったわけではない。しかし、本学の歴史とは決して開学以後だけではないこと、開学以前の準備も含めての歴史なのだと認識したことと、大学ははじめの数年間でその大学の性質のもとが形成されるので、その時代に起こったことを書き残すことが大切ではないかという自覚があったことが、この記念誌の発行を可能にしたと思われる。本学の設置が考え始められた昭和63年頃から関わりをもちはじめた私は、平成4年から準備室に入ったのでそれまでの経緯を聞くことが多かったこともあって、開学5周年は、準備からいえば10周年になるという想いがことのほか強かった。したがって、この記念誌が発行されることには特に感慨深いものがあり、発行の労を執られた教職員の方々に深く感謝申し上げる次第である。この機会に、感謝を込めて私も一言書き記したいと思う。

看護系大学は全国で6大学の時代が長かったためもあって、昭和63年に兵庫県に看護大学構想があると聞かされた当初は、正直いって半信半疑であった。しかし、当時の関係者に何回かお会いするうち、「この県は本気だということ、それも理想を求めるロマンをもっていること、決して安易な妥協を強要するのではなく、本質を追究する情熱をもっていること」という信頼感が高まっていった。このことは、本学設置の英断をしてくださった貝原俊民知事はもとより、県の幹部の方々だけではなく、一般職員の方々、ならびに看護職員の方々についてもいえることであった。また、昭和38年以来、看護大学開設の運動を粘り強く展開してくださった兵庫県看護協会の方々、特に山崎京子会長をはじめとする役員および会員の皆様の夢にかける熱意が印象的であった。この私の印象や信頼感は今にもなお続いているが、これが大学の発展に寄与することは計り知れないものがある。大学の基盤づくりを支えてくださった多くの方々に深い敬意を覚えるものである。

兵庫県立看護大学の設置が文部省に認可されたのは平成4年12月20日であり、その後から大車輪で入学者の募集手続きを始めなくてはならないこともある、平成5年1月1日に私が知事から学長という重責を拝命した。未熟な私は、この大学はどのような文化を形成するのであろうかという漠然とした不安と限りない可能性への夢で圧倒されるような想いの中にいた。貝原俊民知事の「学生や卒業生が愛着のもてる建築を」というご意向のもとに安藤忠雄氏が設計したこのキャンパスは、緑と水と光に満ちたまさにユニークなものである。従って、全国から集まった教職員と学生は、このキャ

ンパスを創造的に活用しながら、看護学を探究する大学として発展する使命を担っていた。

しかし、大学の機能や教育に対する考え方や、看護実践や看護学に対するイメージもそれぞれ異なるものをもった人々がここに集って5年間、大学は平坦な道を辿ったわけではなかった。思い返せば苦しみのある体験も少なからずあったし、なにより開学2年目で遭遇した阪神・淡路大震災の体験がある。しかし、その都度、教職員は力を結集して、安易な妥協をせずに、本質を見失わないための討議を重ねて、乗り越えてきたように思われる。例えば、学部学生の総合看護（いわゆる卒論）指導への全学的取り組み、大学の自治を主張するためには不可欠の自己点検評価の仕組みづくり、ならびに学際的で全学的な取り組みとなった大学院の構想づくりなどにそれが現れているように思われる。この5年間で卒業式も2回挙行し、大学院も開設して大学は順調に発展しているように見える。教員の研究活動や社会活動も活発であり、本学の名前は全国に知れるようになってきた。非常勤講師の先生方も本学の理念をご理解いただき熱意あふれるご教授をいただいている。本学の教授会は時には紛糾することもあるが、「学生がなにより大事！」という思いは一致していて、教員の利己的な足引っ張りはきわめて少ない。学長として、これ以上のものは望めないし、望んではいけない、と思いながら、自己満足は発展のなによりの危機であるという思いもある。

これから、さらに5年間、大学はどのような発展を遂げるのであろうか。平成11年4月には博士後期課程が開設されることが決まっている。大学の使命である学問の探究がさらに高まる時代を迎えることになる。21世紀における本学の使命をみつめながら、看護学における研究の拠点となれるような大学として発展することに少しでも係わることができればと覚悟を新たにしている。

この建物の玄関先に「定礎 1993. 4」と記されたところがあるが、その奥には準備室時代のときの仲間と記念の写真や文書を入れた箱が埋められている。何十年か経過してこの建物が老朽化し、改築することになったとき、もし私が長生きができればその箱を開けるときに是非立ち会わせていただきたいというのが私の個人的な夢である。



建築設計家

安 藤 忠 雄

兵庫県の明石市に私が設計を担当した兵庫県立看護大学が、全国で初めて公立の4年制看護大学として開校して5年が経つ。高齢化社会がすでに現実になっているにもかかわらず、それを医療の側から支える職業的看護婦や看護士が不足している状況には、今も設計当時もそう大きな差はないように見える。看護という仕事は勤務時間も休みも不規則になりがちで、肉体的にも精神的にもかなりの困難を強いられると同時に、人の生死に直接に関わるという点で、他の仕事にはない緊張を常に強いられる。そういう看護の仕事の困難さ、重要さに対する世間の評価が追い付いていないことに、慢性的な看護婦不足の原因があるように思う。このような現状の中、4年制の大学として看護を学ぶ環境を整備し、意欲的に看護を学ぼうとする人はもちろん、一般の人々に対しても看護に対する関心を高め、活性化しようとした。この点で、兵庫県が看護大学を開設した意義は大きかったのではないか。

看護大の設計の機会を頂いてまず考えたのは、共に助け合うということをどう建築に反映していくかということだった。戦後半世紀を経て高度成長期が終り、今や新しい世紀を目前にして、国際化社会と高齢化社会を同時に迎え、急速に価値観の多様化が進む中、日本人は生活を根本から見直す時期に来ていると感じている。これまで以上に人と人との福祉や行政といった枠組みを超えて、対話をし、共に支え合って生きていくことが大切になる。私は、看護を学ぶということは人と人が心を通わすことを学ぶことだと思っているので、看護大の設計では人ととの対話を引き出せるようにということを常に心掛けるようにしたし、その点で看護の重要性は今後一層大きくなると考えている。それだけに兵庫県が、看護教育を他の自治体に先駆けて大学という制度に実現したことは非常に意義のあることだと思ったし、そこには未来への強い意志と勇気が感じられた。

ただ、気持ちとして賛同してはいたものの、本当に学生が集まるのかという不安もあった。それが現実には予想以上に志望者が多く、競争率も高いと聞く。子供達も自分なりに社会を見つめ、考えているのだなと思う。21世紀を間近に控え、多様であると同時に不安定な社会を迎えつつある。不安定だからこそ、人と人が助けあう心、看護の心を育てていくことを、我々皆で真剣に考えていかなければならない。この大学が、看護を学ぶことを通して、人々の対話の拠点に育っていけばいいなと思っている。

こここの卒業生たちが経験を重ね、医療の現場を引っ張るようになる日もそう遠くはないだろう。送り出した卒業生の数こそまだ少なく、今はまだ目に見えた成果は多くないかも知れないが、まだ種は蒔かれたばかりである。この大学が、見事な果実のなる大樹に育つよう、見守っていきたいと思っている。

目 次

ごあいさつ 1

第1章 建学の理念と創設の理由

設立の趣旨 8
教育の理念 10

第2章 開学までの経緯

看護大学誕生の発端 14
準備室設置から開学まで 20

第3章 5年間のあゆみ

開学式 30
第1回入学試験 33
第1回入学式 34
阪神・淡路大震災 35
編入学・社会人入学制度開始 38
大学校章・徽章制度 39
学歌作成 40
第1回卒業式 42
大学院開学式 43
同窓会・後援会 44

第4章 現 況

教育組織／教職員 46
教育／研究 57
学内行事 66
施設 70
卒業生の動向 74

第5章 資 料

教員名簿 78
非常勤講師名簿 82
職員名簿 84
学部学則 86
大学院学則 91
年間学事暦 95
入学試験状況 97

第1章

建学の理念と創設の理由

設立の趣旨

教育の理念



設立の趣旨

医学、医術の進歩による医療の高度化・専門化、高齢化を背景とした疾病構造の変化、国民の健康に関する意識の高まり等、保健医療環境の変化に伴い、看護の内容も急速に複雑・高度化してきています。このため、従来にも増して専門的知識・技術を備え、適切な判断力・行動力を有する資質の高い看護職が求められています。

私たちの看護大学は、このような社会的要請を背景に、看護のさまざまな分野で活躍できる資質の高い看護職を育成するとともに、看護学の教育・研究・実践を通し、人々が安心して健康な生活を送ることのできる文化の形成と学問の発展に寄与することを目的としています。



教育の理念

生命の尊厳を基調とした豊かな人間性の形成と共に先進的な知識と技術を教授し、看護に関する総合的能力を有する資質の高い看護職および将来の看護指導者を育成し、健康・福祉等の幅広い領域での活躍、貢献をめざします。



第2章

開学までの経緯

看護大学誕生の発端

仙賀ますみ先生の遺志

兵庫県立厚生専門学院長 稲垣裕子

兵庫県看護協会が果たした役割

社団法人兵庫県看護協会長 山崎京子

準備室設置から開学まで

県立看護大学設置懇話会の開催

県立看護大学開設準備室の設置

設立準備委員会の発足

県立看護大学設立準備委員会

県立看護大学教員選考委員会

県立看護大学開設準備体制

兵庫県立看護大学(仮称)設立基本計画の策定

設立の趣旨

大学の特色

教育の理念

兵庫県立看護大学(仮称)設立基本計画の実施

教育計画の実施

教員組織の整備

施設計画の実施

設置認可申請

申請書提出

申請書の概要

設置認可

看護大学誕生の発端

仙賀ますみ先生の遺志

兵庫県立厚生専門学院
学院長 稲垣 裕子

兵庫県では看護職の長年の強い願いであった兵庫県立看護大学が平成5年に開学し、今年で5周年を迎える。開学までの思いを新たにしているところである。想い起こすと、本当に長い道のりであった。

県立看護大学実現の源は、なんといっても保健・医療・福祉の先駆的施策に取り組んでいる貝原俊民現兵庫県知事の決断によるが、一般住民、関係団体、県議会、行政関係者等の施策への理解も力強い後押しとなった。

また開学に向けて、現山崎京子兵庫県看護協会長の働きは目覚ましいものであったが、長年にわたる兵庫県内の多くの看護職先輩諸姉の情熱や地道な活動、多方面への働き掛けも決して忘れてはならない。

その中でも故仙賀ますみ氏の働きは特筆に値する。

【故仙賀ますみ氏の人柄】

仙賀ますみ氏の人柄については、元厚生省保健所課専門官の崎川サン子氏が兵庫県看護協会史の中で「聰明かつ指導力と発言力は抜群で看護職としては珍しく、行政的および政治的手腕に秀でた人…」、「日本看護協会の総会では水際立った発言と有益な意見を述べられた数々の事柄が昨日のように思い出されてならない」、「ミナト・神戸の異国的なセンスを身につけておられいつも垢抜けたモダンなスタイルは私共にはのほのとして楽しさを与えてくれた」と記しておられる。

仙賀氏は常にオーダーメイドのスーツに身を固め、突然正式の場に呼ばれてもいつでも出掛ける準備ができている方であった、との記憶が蘇ってくる。

昭和23年兵庫県の文化を愛し高めようとする有志20名余りで「半どんの会」が結成され、仙賀氏も当初からの会員であった。メンバーは後の兵庫県知事、大学教授、書家、小説家、県幹部、画家、

陶芸家等であった。

時期を同じくして「神戸市民同友会」が神戸新聞社論説委員、評論家、小説家、詩人、画家等、神戸市内在住の文化人を中心に15名～20名で結成され、仙賀氏も当初からの会員であった。

このように交際範囲は非常に広く、文化人、国会・県会議員、行政職の幹部等の人々が仙賀氏に一目も二目も置いて接しておられるのを身近に見てきた。しかし仙賀氏は誰にでも隔たりなく接し、厳しさと優しさを持っておられ、誰もが心から尊敬し慕っていた。

【故仙賀ますみ氏の経歴と看護大学設置活動の経緯】

行政における働き

氏は戦時色の濃くなっていく中の昭和15年に兵庫県に就職された。富国強兵が国の施策として強く打ち出され、保健婦活動が重要視されているにもかかわらず、その待遇は認められていなかった。エピソードとして、初ボーナスの支給が他職員より遅いので、その理由を尋ねると、用務員待遇であることが分かった。「それならば」と毎日便所の掃除を続けて抵抗し、行政の中の保健婦職に対する認識を高め、判任官待遇が得られた、とも聞いた。

昭和25年初代の兵庫県衛生部看護係長に就任され12年余行政の中で活躍された。当時の世相は女性に対しても、看護職に対しても無理解であり、そのご苦労は並大抵ではなかったと想像する。しかし、持前の聰明さと、説得力、実行力と、何よりも看護に対する信念で数々の難局を切り開いて実効を挙げてこられた。

看護係長職の間には、特に看護職の教育の充実の必要性を力説され、その結果として県としての看護教育に関する施策では、県立保健婦専門学院設立、県立看護養成所設立、保健婦教育修業年限を1年に変更、各教育環境の整備等教育内容や卒業後の待遇改善を手がけられた。

また一方では、行政での活動を通じて、看護教育が各種学校教育であることが住民にとっても、看護職にとっても大きな問題になることを切実に感じ、「看護大学がほしい！」という悲願が膨らみ、

職能団体での大学設置の各種要望活動につながったと考える。

仙賀氏は昭和38年行政手腕が認められ、保健婦では初めて保健所の予防課長に就任した。当ボストンは歴代医師が就任していたことからしても特筆すべきできごとであった。

昭和40年 県立厚生専門学院開学と同時に次長に就任。

昭和47年 県立加古川高等看護学院長に就任。当時看護職の学院長は全国的にも数少ない時代であった。

57年の間に計19回実施された。

昭和38年 7月、9月、11月

昭和41年 7月、11月

昭和45年 11月

昭和46年 10月

昭和49年 月不明

昭和50年 9月

昭和52年 8月、9月2日、9月19日、11月、12月

昭和53年 1月、6月、7月

昭和54年 1月

昭和57年 1月

職能団体での活動

仙賀氏は昭和22年から兵庫県助産婦看護婦保健婦協会、昭和28年から日本看護協会保健婦部会兵庫県支部の支部長または副支部長を通算24年間歴任し、その活動は看護職の社会的責務の自覚を促し、看護職の地位向上に情熱が注がれていたのである。

中でも看護大学設置に向けて知事、県議会を始め関係機関への陳情・請願等は昭和38年9月（1963年）から開始している。今日では陳情・請願は一般の方法であるが、当時としては行政経緯と施策決定過程を知った上で考え出された社会的・政治的有効な方法であり、仙賀氏の発案によるところが大きく、仙賀氏没後も大学設置の見通しがつくまで陳情・請願活動は継続され、昭和38年から

また昭和46年県立厚生専門学院の学生自治会は県立看護大学設置に向けて7000名余りの誓願署名を集めて県議会に提出している。

【おわりに】

県立看護大の学長には、これも貝原兵庫県知事の英断で、国際的にも活躍しておられる看護職の南裕子氏が迎えられ、国公立としては全国で初めての看護系単科大学が兵庫県に開学した。

兵庫県の看護職が形として残した意思表示である昭和38年の陳情・請願から開学まで30年が経過したが、看護職でかつ大変魅力的な学長という最も望んでいる形で実現し、みなのが喜びは言葉に言い尽くせないものであった。



これも看護に対する理解者である貝原知事ならびに部長、課長等々主要ポストに衛生行政の理念と情熱と行政的手腕のある人材や説得力のある兵庫県看護協会長が時期を同じくして得られ、兵庫県立看護大学が実現したと考えられる。

また行政における看護職は初代仙賀看護係長の看護大学設立の情熱を、歴代看護係長が受け継ぎ、看護に対する偏見と無理解の中で行政に反映する努力をおしまなかった。多くの看護職の地道な各方面への働き掛けも忘れることができない。

仙賀ますみ氏は昭和49年10月13日にがん性胸膜炎で59歳の若さで生涯を閉じられた。

氏の生涯は看護の資質向上に情熱を燃焼させたが、また同時にそのことを実に楽しみながら実施してこられたように見えた。看護関係者以外の交際範囲も広く、沢山の魅力的な人々に囲まれ、慕われ、広い視野の中で常に看護を考えておられ、後輩の育成に努められた。

また物事の本質を見極めることに優れた仙賀氏は、「政治」で解決すべき事柄が山積みする社会を見て、政界での活躍を考えておられたと思うが、病魔に阻まれ実現しなかった。

退職時体調悪化を予感されたのか、政界での活躍の夢を断念し、退職金の全額を看護職立候補者に寄付されたと同居しておられた実弟から、24年経過した最近伺った。また実弟は日頃の姉の看護大学に寄せる願いを叶えるための一助にと、葬儀に寄せられた多額の香料を全額兵庫県に寄贈された。

仙賀氏の遺志である净资产は、納健画伯の120号2枚の油絵として開学した大学に飾られている。看護大学実現までの経緯を知っている我々は、斬新的な世界的建築家安藤忠雄氏の設計による学舎と、仙賀氏の思いが込められている大絵画を目にする度に、開学までの看護職の思いをダブルらせている。

先輩看護職の願いが込められている大学卒業生の、来るべき新世紀での幅広い、力強いご活躍を心より願っている。

兵庫県看護協会が果たした役割

社団法人兵庫県看護協会
会長 山崎京子

昭和44年に兵庫県看護協会の会員となり、その後第一副会長、支部長県協会長として計14年間活動してきた。その中で昭和60年代の初めから、看護大学の開学に向けて県協会として前向きに関わってきた。

ここでは兵庫県立看護大学の開学に向けて兵庫県看護協会が果たした役割について、そのときどきに出席していた会議の状況や、私が感じながら進んできたことについて、手帳からとり出してまとめてみた。

【要望書の作成、提出】

- 1987 (昭和62) 年 -

- 11月 県で63年度の重要施策の中で、看護大学についてのヒヤリングが行われていることを知り、12月12日の兵庫県支部の理事会で情況を報告説明し、直ちに要望書を提出することを決定し、看護連盟兵庫県支部と合同で内容を検討し、要望書を作成した。
- 12月28日に兵庫県看護協会会长、日本看護協会兵庫県支部長、日本看護連盟兵庫県支部長の連盟で、要望書を提出した。提出先は、知事、副知事、総務部長、総務課長、安井保健環境部長、浦次長、平田課長、さらに自民党関係県議会議員。

【安井保健環境部長との面接】

- 1988 (昭和63) 年 -

- 1月5日 新年のあいさつに県訪問時、安井保健環境部長が、看護大学要望書のことで話を聞きたいとのことで、8日(金)の午後の時間を設定していただいた。
- 1月8日 説明に向かうメンバーを連盟とも協議し、協会より山崎会長、榎原看護婦職能委員長、田中第2副会長、宮本制度委員長、西野教務主任協議会委員長、井本連盟支部長を決定し、そして神戸大学医学部医療技術短期大学の野崎教授に同行をお願いした。

安井部長と要望書の内容について説明していく中で、看護大学の必要性について、大学を卒業

し、現場を経て、熊本、神戸と短大をつくり上げてこられた野崎先生に、経験の中から21世紀での看護は大学教育が必要であることについて時間をかけて説明していただき、私達が今現場での業務の中で、今後の看護教育は大学教育が必要であることを切実に考えていることを御理解いただけたと信じている。そして私達協会は資格を持った看護職は、学びつづけることは当然のこと、生涯学びつづけ質を高めていくことを最大の目的として、日本看護協会という全国組織をつくり講習、研修等実施し努力している。

これから時代の要請に答えるためには看護大学での幅広い教育が必要であるので、基礎教育は、ぜひ公的機関できっちりと実施していただきたいことを要望した。

又指導者の教育については、県でも責任をもっていただきたいので助成をお願いしたいことを、同席した全員で要望した。

更に県議会の議員の方々にも、連盟支部長と共に訪問し、ぜひ県議会でも御支援をいただきたいことを陳情した。

又日本看護協会からICM大会開催についてあいさつにこられた会長からも、兵庫県が率先して実現していただくようにと要望していただいた。

【調査費計上され、知事より県健康対策協議会へ諮問】

- 2月 県立看護大学に関しての調査費200万が計上され、県議会の中での質問を受けて、知事が看護大学設立について進めていくことを言明された。
- 3月 知事より、健康対策協議会が「今後の看護教育における県の役割について」の諮問をうけて、黒丸正四郎精神衛生協会会長を会長として審議が開始された。〔委員メンバー別記〕

3月 協会は県下の施設長会議で、調査費がつき、知事の諮問をうけ、協議会で審議が開始されることについて報告し、全員が力を併せて大学設置へ向けて各地区、施設で広報していくことを協議した。

協議会で3月、5月、6月と審議されていく中で、看護教育制度の見直しの必要性、資質向上のためには看護大学の設置の必要性について、理解していただくことに努力した。

医療が高度化、多様化し、高齢社会へ向かっていく中で、身体だけでなく豊かな人間性に支えられた心のケアができる知識技術が必要であること、

更に女性の高学歴化も進み職業選択の中も多様化し、又少子化へ向かっていく社会の中で、看護教育も早急に大学教育へ切り替えを図らなければ、必要な人材は集まらないことを、県の担当の方々の多大のご支援をうけながら強調してきた。当時の看護に対する一般の方々の認識、理解は乏しく、現在の3年課程でよいのではとか、大学を卒業した者は臨床の現場には出ないのではないかとか、本論に入る前の段階で、需給の問題について等の論議もあった。平田課長以下県の担当の方々も大変苦労されながら、看護教育や看護業務の現状、県立の看護教育や施設等の今後について、又看護職の需給計画等について、周辺の状況、今後の医療環境等をつぶさに説明され、・看護教育と看護業務の現状　・大学教育の必要性　・看護大学教育施設の今後のあり方　・看護職の需給計画　・准看護婦の存続の必要性等について、具体的な審議が進められた。

黒丸会長から、今後変化していく医療環境の中で、資質の高い看護婦の教育は早急にとりくみ人材を育てていくことが県としても将来大きく影響していく、特に今後の社会では精神的な心のケアについては現在の教育では大きく不足している。基礎教育をしっかりときっちりやっていくべきで

あり、県が看護大学をつくる意義は大きいと、協議会の意見をまとめていただき、又岩井教授からも、米国での経験をもとに、大学卒業者が臨床の場で活躍している状況から大学教育の必要性を強調していただき、答申書原案が作成されることになった。

県協会はこの間に、大学設置へ向けて、県内看護職としての考え方の意見交換を行い、大学設置に関する問い合わせ等の際にはしっかりと答えてほしいことを要請してきた。

6月の県看護協会、日本看護協会兵庫県支部との総会では大学設置の調査費がつき、健康対策協議会の中で検討が進められていることを報告した。

【文部大臣へ陳情、県議会で議員より看護大学開設に向けの発言】

- 7月10日 中島文部大臣、西岡国民本部長来神のとき、連盟支部長、県協会長が看護大学設置について直接お会いして、ぜひ実現をと説明陳情した。
- 10月3日 健康対策協議会で答申（案）について説明があり、提出の準備がすすめられることになった。
- 10月17日 県協会は大学設立の答申がまとめられ提出される時期になったので、県内看護職の指

兵庫県立看護大学の開学決定を知らせる記事



導者の教育に対する助成について、「看護婦等の卒後教育充実について」特に中堅層に対するリーダーシップ能力を高める教育の充実を図るために研修を企画し、実施したいので格段の助成について御高配をくださいますようにと研修計画書をつけて、要望書を提出した。健康対策協議会の答申案がまとめられていく中で、11月4日の県の決算特別委員会で、神戸一全議員より、「看護大学構想について」隣接している成人病センターや、検診センターの機能を利用して看護大学を設立し人材養成をしては如何、との大学設置についてより将来へ向けての御発言があったと伺い、議会の中でもご支援いただいていることについて、大変心強く、後日お礼を申し上げた。

施設長会で進められている情報を報告し、大学設置に関して全会員への広報と、今後更にそれぞれの現場での看護実践の大切さを確認し、努力していくことを話し合った。

【健康対策協議会より知事に答申】

- 12月 健康対策協議会より、知事へ
「これから社会に期待される看護婦を育成していくことが県にとって課せられたことであり、そのためには県が率先して看護大学を設置し、指導的立場の人材の養成を図ることを強く要望する」として答申された。
- この答申を受けて、看護大学の開設に向けての準備が具体的に展開されることになった。

【県立看護大学開学のニュース、看護ひょうごで特報号外】

12月末のあいさつに県へ伺ったとき、1989(昭和64年)の知事の年頭のあいさつ時大きな発表があるとのことであった。私達はどんな発表がされるのか落ち着かない思いで年末年始を過ごし、大きな期待をもって1月4日を待った。

- 1989(昭和64年、平成元年) 年 -

- 1月5日(木)の神戸新聞の1面のトップニュースで、看護大学開学について「場所は明石の成人病センターに隣接する農業試験場跡地に、1学年100名で平成5年に開学」と発表された。

あまりにも早く、そして本当にすばらしい地に、平成5年に開学とのニュースで、県内看護職は長年の夢が実現できたと感無量だった。

知事の大英断に感激し、協会には多くの喜びの

電話が入った。会員の中にはその感激を知事に対するお礼の手紙という形で出していただいた方々もあり、知事から直接お返事をいただき感謝していると知らせて下さる方もあった。

- 1月7日 県協会は、「看護ひょうご」12号で特報号外を出し、全会員が喜びあった。

長年の夢であった看護大学が平成5年に開学と聞いた時の感激は昨日のように想い出されて、胸が熱くなる。

私達が喜びあっていた7日に、昭和天皇が崩御され、平成元年となった。

日本看護協会本部、大森先生、野崎先生へお礼の電話をし喜んでいただいた。

県の知事室、保健環境部長、平田課長、担当者のご苦労に感謝を申し上げ、共に実現できたことを喜びあった。

- 1989(平成元) 年 -

- 1月14日 県協会理事会で改めて報告し、今後の看護大学のPRの進め方について協議。日本看護協会、ICM大会前原会長、小林専務理事、大森看護連盟会長が、知事に大学開設へのお礼を申し上げた。

準備室設置から開学まで

—平成元年（1989）～平成5年（1993）—

県立看護大学設置懇話会の開催

兵庫県立看護大学の開設に向け、看護大学のあり方を話し合う「県立看護大学設置懇話会（以下、懇話会）」が平成元年3月11日、兵庫県公館で開催された。懇話会には有識者として、元厚生省医務局長の大谷藤郎藤楓協会理事長、神戸大学名誉教授の黒丸正四郎甲南大学教授、岩井誠三神戸大学医学部教授、そして初代学長となった南裕子聖路加看護大学教授の4名（肩書きはいずれも当時）が、主催者側から貝原俊民知事と安井博和保健環境部長（当時）が出席した。会議では建学の理念、これからのかの看護大学のあり方、教育課程や教員構成等について活発な意見交換が行われたが、貝原知事は「優秀な看護婦であると同時に、高齢化社会の中で、地域のまとめ役となる人材が育ってくれることを期待している」ことを強調した。

県立看護大学開設準備室の設置

開学に向けて具体的な準備業務を進めるため、平成元年4月、保健環境部健康課内に「県立看護大学開設準備室」が設置された。当初のスタッフは3名で、初代室長には箕輪誠治現健康福祉部県立病院局長が着任した。

翌年には教員予定者も着任し、開学前の平成5年度には、学長予定者を含め総勢12名の体制となつた。

開学直前の準備室メンバー



県立看護大学開設準備室名簿

氏名	職名	在任期間
南 裕子	部参事／学長	平成4年4月1日～平成5年3月31日
箕輪 誠治	室長／課参事	平成元年4月1日～平成3年3月31日
進藤 重亀	室長／課参事	平成3年4月1日～平成5年3月31日
横田 成樹	副課長	平成2年4月1日～平成5年3月31日
紀田 順一	課長補佐	平成3年4月1日～平成4年3月31日
長田 博樹	課長補佐	平成4年4月1日～平成5年3月31日
服部 朝子	係長／教員予定者	平成2年4月1日～平成5年3月31日
近澤 範子	係長／教員予定者	平成3年1月1日～平成5年3月31日
松林 芳宜	主任	平成元年4月1日～平成5年3月31日
川口 孝泰	技術吏員／教員予定者	平成4年4月1日～平成5年3月31日
平河 勝美	技術吏員／教員予定者	平成4年4月1日～平成5年3月31日
三木 雅彦	事務吏員	平成2年4月1日～平成5年3月31日
三島 真示	事務吏員	平成元年4月1日～平成3年3月31日
埴岡 昭平	事務吏員	平成3年4月1日～平成5年3月31日
桑原きくえ	事務吏員	平成3年4月1日～平成5年3月31日

準備室開設前から開学に至るまでの過程では、実に多くの県職員の方々から、様々な形で支援をしていただいた。平成元年当時、平田輝昭健康課長（現久留米保健所長）はじめ、日下安子課長補佐兼看護指導係長（元県立厚生専門学院長）、神吉みゆき主査（現保健所健康課長）、戸田信夫事務吏員（現豊岡財務事務所課長補佐）には、開学に至るまでの最も困難な時期にご尽力をいただいた。また、平成2年以降、濱口清子看護指導係長（現健康福祉部健康増進課副課長）には準備室の業務に関する支援はもちろんのこと、対外的な面でも縁の下の力持ちとして、目に見えないところで多大なご尽力をいただいた。このほかにも多くの看護職の方々から、ことばには言い尽くせない温かい支援を得ていたことに、感謝の意を表したい。

設立準備委員会の発足

基本計画の策定をはじめ、大学の開設に必要な準備事務を進めるために下記の委員会が発足した。

■ 県立看護大学設立準備委員会

平成元年6月には、「県立看護大学設立準備委員会（以下、準備委員会）」が発足した。準備委員会は大学における教授会に相当する機能をもつ組織で、大学設置について専門的な知識を有する学識経験者や有識者ら計11名で構成された。また、専門的な事項を調査するための「専門委員」と、準備事務を具体的に検討するための「小委員会」が置かれた。

設立準備委員会委員（平成元年度）

○黒丸正四郎	神戸大学名誉教授
○真鍋 正志	神戸新聞社社友
濱西壽三郎	兵庫県医師会会長
大谷 藤郎	藤楓協会理事長
見藤 隆子	東京大学教授
南 裕子	聖路加看護大学教授
出垣 泽子	滋賀県立短期大学教授
山崎 京子	兵庫県看護協会会長
白子 忠男	姫路工業大学教授
芦田 弘逸	兵庫県総務部長
安井 博和	兵庫県保健環境部長

○委員長 ○委員長代理

■ 県立看護大学教員選考委員会

平成2年6月には、「県立看護大学教員選考委員会（以下、選考委員会）」が発足した。選考委員会は教員選考基準の策定、教員募集の方法、教員の選考等に関して協議を行う組織で、委員は知事の委嘱を受けた学識経験者及び関係行政機関の職員で構成された。

小委員会委員（平成2年度）

○南 裕子	聖路加看護大学教授
杉山 明男	吉備国際大学教授
坪 由宏	神戸大学名誉教授
出垣 泽子	滋賀県立短期大学教授
野崎 香野	神戸大学医療技術短期大学部教授
澤村 誠志	玉津福祉センター次長 兼リハビリテーションセンター長・附属中央病院長
安井 博和	兵庫県保健環境部長

○座長

専門委員（平成元年度）

杉山 明男	神戸大学教育学部教授
野崎 香野	神戸大学医療技術短期大学部教授
福永 佳子	県立成人病センター看護部長
福垣 裕子	伊丹保健所副所長
日下 安子	県立総合衛生学院看護部次長
藤池 俊	総務部教育課副課長
大西 捷三	県立病院局管理副課長

選考委員会委員（平成2年度）

専門教育	○南 裕子 山崎 智子 本間 守男	聖路加看護大学教授 高知女子大学教授 神戸大学医学部長
一般教育	○坪 由宏 坂本 百大	神戸大学名誉教授 青山学院大学教授
県	小瀬 敏之 安井 博和	兵庫県総務部長 兵庫県保健環境部長

○委員長 ○委員長代理

■ 県立看護大学開設準備体制



兵庫県立看護大学(仮称)設立基本計画の策定

設立準備委員会における審議をもとに、平成2年2月に、「兵庫県立看護大学（仮称）設立基本計画（以下、基本計画）」が策定された。内容は、設立の趣旨、大学の特色、教育の理念、大学の内容、教育研究体制、大学院、教員、校地及び校舎等の施設、実習施設から成っている。

■ 設立の趣旨

保健医療環境の変化に伴い、従来にも増して資質の高い看護職が求められているが、このような看護職を養成するためには、教員及び臨床等における指導者の果す役割が重要であり、その養成が不可欠である。

また、県の推進する「すこやかな社会づくり」の一翼を担い、地域の保健、医療等の分野において積極的役割を果たすことが期待されている。

このような社会的要請に応え、看護に関する指導的役割を果たしうる資質の高い人材を育成するとともに、研究・研修の拠点となる看護大学を設置する。

■ 大学の特色

設立の趣旨を踏まえ、今後の社会環境の変化の中で、県下の看護教育及び研究・研修の拠点である看護大学を県民の期待に応え得るものとするため、次のような特色をもたせる。

- (1) 豊かな人間性の形成
- (2) 理論的研究とそれに基づく実践的教育の充実
- (3) 開かれた大学
- (4) 国際化への対応

■ 教育の理念

生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性を培い、看護に関する総合的能力を習得し得るよう専門的知識及び技術を受け、社会の幅広い領域で人々の健康、福祉の向上に貢献できる看護職及び将来の看護指導者を育成する。

兵庫県立看護大学(仮称)設立基本計画の実施

■ 教育計画の実施

教育計画は平成2年度から策定作業に着手した。作成した案は小委員会で数回にわたって検討したほか、文部省との協議を重ね、最終的なカリキュラムを策定していった。

まず、カリキュラムの策定にあたっては、基本計画に示された大学教育の趣旨を生かし、県政の柱である「こころ豊かな人づくり」と「すこやかな社会づくり」を反映した《豊かな人間性》を教育の基盤とすることとした。具体的には①人文科学分野の充実、②効果的なカリキュラム編成（楔形カリキュラム）、③専門教育科目の系統的学习、④少人数の講義・演習の採用、⑤小グループ実習の実施、⑥早期の体験学習の実施、⑦外国語科目（英語）の充実などを考慮し、教育内容を組み立てていった。

また、実習の基本方針としては、理論と実践が合致するように講義との関連性を重視すること、健康レベルの高い人から低い人へ認識の幅を広げていくこと、学生の成長を助長すべく4年間の実習全体を系統的に組み立てることなどを考慮し、具体的な内容を決定していった。

■ 教員組織の整備

新設大学で特に重要な事項が教員組織の整備である。準備室では大学設置基準に示された教員の資格、看護系大学及び県内の県立大学の教員選考基準等を参考に、平成2年11月、教員選考委員会資料として「教員の募集及び選考方法について」をまとめた。

看護職教員については、平成5年度を境に看護大学設立の動きが多いということから、平成3年1月には募集を開始した。

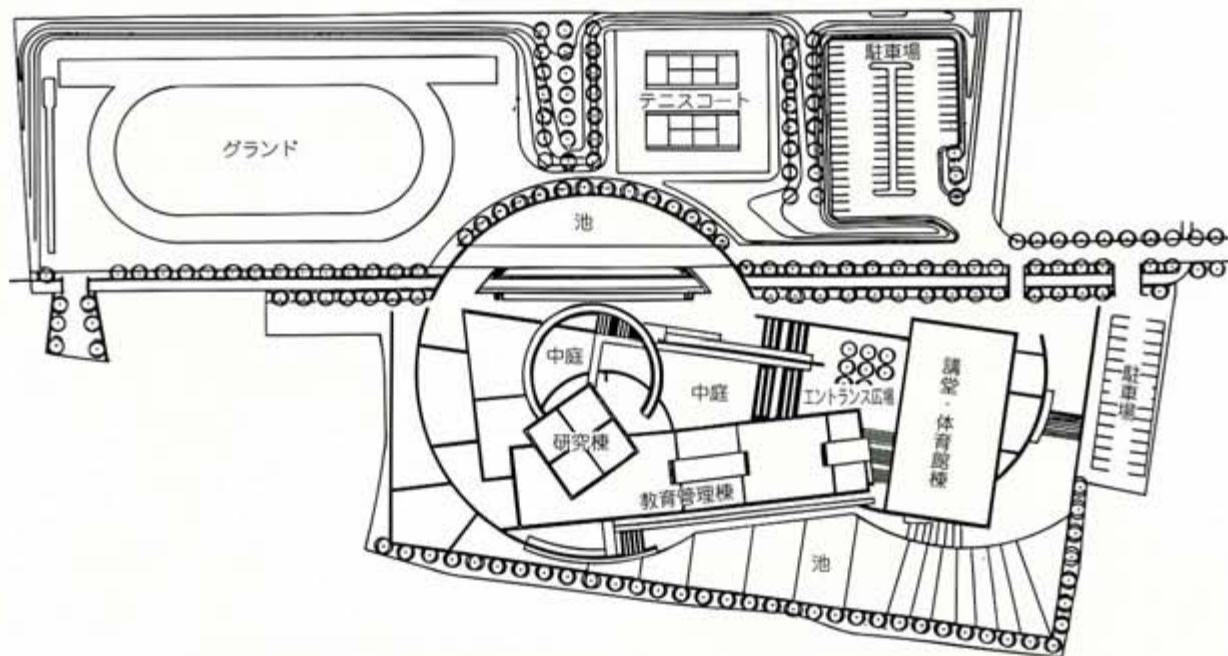
教員の人選は教員選考委員会が行った。委員長は委員の互選により選出されたが、当初は見藤隆子東京大学教授（当時）が委員長をつとめた。しかし、東京大学の業務の都合により委員を辞任されたため、平成3年度からは南裕子聖路加看護大学教授（当時）が委員長となった。教員の人選に関わる選考委員会は、平成3年5月の第1回から平成4年3月の最終回まで、7回にわたって開催された。

■ 施設計画の実施

敷地は県立成人病センターに隣接する旧農業試験場跡地があてられた。校地面積は約40,000m²であるが、うち約21,000m²は最重要文化財包蔵地である。

学舎は世界的な建築家としても名高い、安藤忠

雄氏の設計によるものである。建物は教育管理棟（3階）、研究棟（8階）、講堂・体育館棟（4階）から構成されており、エントランス広場、シリンドースペース、外周塀、親水池、回遊路などの外構構造物により、豊かな空間が創造されている。



■ 設計の趣旨

この建物には、幾何学の重層化によって変化する位相に基づくさまざまな広場と通路が存在する。それらは各施設を有機的に統合させる空間である。また、この建物は周囲をふたつの大きな池と豊かな樹木の緑に囲まれている。さらに屋上広場を含めさまざまなかたちで緑が配され、各教室から立体的に自然を楽しむことができるよう計画されている。

私は、ここで看護するということにおける人間の本質的なやさしさを再確認させるような環境をつくりたかった。他人に無関心な人間は人を看護することはできない。また自然の美しさ、やさしさを理解せずして人を看護することもできないであろう。美しく豊かな環境に包まれて、多くの友人や教師と語り合ったことがいつまでも学生たちの記憶に残り、彼らの人生の糧となることを期待する。

(写真集「安藤忠雄建築展」から抜粋)

起工式

平成3年12月16日、学舎建設現場の明石において、貝原俊民知事ら関係者約100人が出席して安全祈願祭が行われた。

県立看護大学の工事の安全を祈って
くわを入れる貝原知事
(平成3年12月17日 每日新聞朝刊)



建築工事の状況



研究棟部分



水路部分



外周堀部分

設置認可申請

■ 申請書提出

大学の設置認可は文部大臣に提出するが、本学は看護婦・保健婦の国家試験受験資格を授与する大学であるため、看護婦学校・保健婦学校としての指定を受ける必要がある。大学設置認可申請書は文部省高等教育局大学設置事務室大学設置審査係に、4月（事前）と7月の2回に分けて、看護婦学校・保健婦学校指定申請書は同じく高等教育局医学教育課医療技術係に、6月（事前）と9月の2回に分けて提出された。

■ 申請書の概要

本学の申請は、国公立初の看護系単科大学として申請された。申請書には教育過程をはじめ、設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由、教員の氏名・経歴・履歴書・教育研究業績、校地や校舎の概要などが記載されている。

設置の趣旨には「従来にも増して専門的知識・技術を備え、適切な判断力、行動力を有する資質の高い看護職が求められており、また、高学歴化の社会的趨勢の中で、看護職に専門職としての十分な教育を求める社会の要請が強くなってきており」ことなどから、「看護に関する指導的役割を果たし得る資質の高い人材を育成するとともに、研究・研修の拠点となる看護大学を設置する」ことが述べられている。

一方、兵庫県立看護大学の設置を特に必要とする理由として、「看護をめぐる状況の変化への対応が必要である」とこと、「社会の変化に対応し得る高度な専門的知識とそれに基づく判断力、指導力を備え高い資質と幅広い人間性を備えた看護職の育成が急がれている」とこと、「看護職の資質向上には、看護職員、臨床現場での指導者の育成が不可欠である」とこと、「看護大学への志願者の多さに比べ、看護大学の設置数が不足している」とこと、「兵庫県は、高等学校卒業者の看護職志望が強い地域である」とこと、「社会の高学歴化志向に対応する看護教育体制の整備が必要である」とこと、「兵庫県の重要

施策課題である『すこやかな社会づくり』推進の上からも、看護大学の設置が切望されている」とが、資料とともに述べられている。

☆大学名称決定

平成4年4月14日、大学の名称を「兵庫県立看護大学」とすることが知事により決定された。決定までにはさまざまな名称が候補としてあげられた。日の目を見ずに消えた名称の中には、「兵庫県立明石看護大学」「兵庫県立実践看護大学」「兵庫県立ヒューマンケアリング大学」などがあった。

■ 設置認可

申請書の提出を受けて、平成4年9月11日には実地審査が行われた。文部省側からは、大学設置・学校法人審査会委員として吉田亮千葉大学長、前川正前群馬大学長のほか、事務局からも2名が出席された。県側としては森元恒雄総務部長、朝田正人教育課長、川村隆保健環境部長、南裕子保健環境部参事、箕輪誠治医務課長、進藤重龜室長らが出席した。

審査後に委員から講評が述べられた。教育過程や図書館の開館時間等について2~3の指摘を受けたが、開学に向けては概ね了解が得られた。

そして平成4年12月21日、文部大臣から兵庫県立看護大学の設置が認可された。設置認可証の交付式は文部省高等教育局長室で行われ、遠山敦子局長から南裕子学長に、設置認可証が手渡された。



遠山敦子高等教育局長から設置認可証の交付を受ける南裕子学長

第3章

5年間のあゆみ

開学式

出発の会

第1回入学試験

第1回入学式

阪神・淡路大震災

震災からの大学の立ち直り

南 裕子

阪神・淡路大震災時のボランティア

調整本部の設置

片田 範子

避難所・仮設住宅への支援活動

井伊久美子

編入学・社会人入学制度開始

大学校章・徽章制定

学歌作成

第1回卒業式

大学院開学式

同窓会・後援会

開学式

開学式は平成5年4月15日に挙行され、兵庫県立看護大学は教員46名職員20名による新しいスタートをきった。

開学式では貝原俊民 兵庫県知事、南裕子学長により式辞が述べられ、来賓として尾崎光雄 兵庫県議会議長、岡田進裕 明石市長、公立大学協会会長の蜂須賀養悦 名古屋市立大学長より御祝辞をいただいた。

その後、河合雅雄 日本モンキーセンター所長により、「人間であることの原点」という演題で記念講演が行われた。そして、看護大学の開学を記念して県下の看護職の方々より寄贈されたナイチンゲール像の除幕式が行われた。また、カフェテリアにて祝賀会が催された。鏡割りが行われ、兵庫県立看護大学設立準備委員会委員長 黒丸正四郎 神戸大学名誉教授の乾杯により祝賀会は始まった。そして、日野原重明 聖路加看護大学長、日本看護系大学協議会長の平山朝子 千葉大学看護学部長、山崎京子 兵庫県看護協会会長、当大学の設計者である安藤忠雄氏より御祝辞をいただいた。





出発の会

準備のお願い

たけだら
出発の会の準備状況のお知らせと準備のお願いをいたします。準備が不十分で担当の方の工夫が必要なものには△を付けました。ついてなくとも創意工夫で乗り越えて下さいませ。特に△が二つついているのは、根性がいるかもしれません。▲は車と運びやが要ります。

献立

食べ物

①手巻きごはん（すし飯が準備できませんでした）

ごはん 本家かまどや明石南(☎914-7161)
午後5時配達予定

魚類△ 魚利商店-魚の棚:銀座通りに近い(☎911-2946)
午後5時受け取り▲
明石の味をと注文をつけました△

②明石名物-玉子焼き△
松竹-魚利の近くだと思△
午後5時受け取△

③カナッペ△△
リッツ△

④チーズ

⑤ハ

入学生ならびに学外者を迎えるにあたり、清掃業者導入前のため、学内一丸となって清掃にあたることになります。整備状況は、
開学・入学前学舎の一斉清掃
清掃手段
目につくゴミを拾つ
乾燥モップで拭

外回り

地下
食堂床

1階
多目的ホール
講堂:ステージ
受付周辺ロビー
トイレ

実験室
吹き抜けホール
情報処理教室
Lシ教室
Lシ横トイレ
※1階部分

駐車場係

山下・溝口・北島

式典係
式典係
受付係
△式典係、△柴田・長屋
根本・吉本・鶴飼・櫻井・松井
山下・溝口・北島
松浦・岡崎・豊田・國崎
松並・穴吹・川口
△松並・穴吹
図書室だけませんでしょ

床バキュー
乾燥モップ
床バキコ
固く絞
床バシ
床バシ
床バシ



兵庫県立看護大学教職員記念撮影 平成5年5月12日

第1回入学試験

推薦入試（平成4年11月25日・26日）、前期入試（平成5年2月20日）、後期入試（平成5年3月14日）が行われた。

推薦入試は、兵庫県中央労働センターにて行われ試験科目は外国語、小論文、面接であった。募集人員20名に対し志願者数194名であり、倍率は9.7倍であった。前期入試、後期入試ともに神戸商科大学において行われ試験科目は外国語と数学であった。前期は募集人員60名に対し志願者数1,327名（倍率22.1倍）後期は募集人員20名に対し志願者数759名（倍率38.0倍）であり、非常に大がかりな入試となった。

県立看護大学の初の入試に臨む受験生
—神戸市中央区の県中央労働センターで



競争率9・7倍に 県立看護大で 初の推薦入試

定員は割り、百九十四人が
とあって、わざわざ十人の
定員は割り、百九十四人が

た。中大公認の推薦入試で、
立候補する県立看護
大学（同上北洋字街）の
最初の推薦入試が十五

平成5年1月26日
朝日新聞朝刊

Column

入試のことは、今ではっきりと覚えています。私は後期試験で合格しました。前期試験も受験したのですが、結果は不合格、周りの友達が次々と合格していく中で1人3月14日の後期試験を受験しました。受験前新聞に載った倍率はなんと38倍、どう考えてみても運で受かるしかないと半分開き直って、そして半分は必ず合格する心に決めて受験に臨みました。

前期試験のことはどういうわけか余り覚えていないのですが、後期試験当日のことはよく覚えています。試験会場はたしか神戸商科大学で2番目に大きな教室、そして試験監督は片田先生、お世話を下さっていたのは、柳吉先生、大崎先生…後で考えると母子看護学講座の先生方でした。先生方の笑顔がとてもすてきで印象に残っています。入学してから柳吉先生が「石川さんの顔覚えているよ」と入試の時の話を下さいました。たくさんの受験生の中で私のことを覚えて下さっていたなんてとても嬉しくて、そしてとても不思議な気がしました。少し大袈裟ですが、私は看護大学に行く運命だったと今でも信じています。大学で素晴らしい出会いがたくさんあります。先生方、友達、患者さんをはじめ人との出会いに恵まれました。また、大学時代に学内そして学外で学んだこと、経験したことが今の私を支えています。多くの出会い、そして私をいつも気にかけて下さる方々に感謝して、これからも何事も私は精一杯で進んでいきたいです。入試の時もそうでした。精一杯でやればいつも運はこちらに向かってやってきます、道は開けていきます。

(第1期生 石川 雅子)

平成5年3月3日
読売新聞



第1回入学式

平成5年4月16日第1回入学式が行われ101名の第1期生を迎えた。

南学長は式辞の冒頭にて、大学ホールにあるナイチンゲール像について触れ、長年の県下の看護職の「是非、兵庫県に看護の大学を作ってほしい」という熱い思いによって大学が作られたこと、贈られた像はその思いを意味することを伝えた。また、新入生には、生きた知識を身につけること、自分を通して知識を吟味する姿勢を身につけること、人から聞いた知識と自分が確かめた知識を区別していくことという3つのことを挙げて、看護という学問を育っていく大きな力になってほしいと話した。また、看護が関わるターミナルケアや訪問看護、こころの健康など、これから人々が遭遇する多くの課題に、弾力的に対応し、大学教職員とともに新しい看護の歴史を創っていくこうと述べた。

式では101名の新入学生が紹介され浅海弥代さんが新入生代表の言葉を述べた。その後各講座ごとの教員・職員のユニークな紹介が行われた。そして入学式終了後、教員による新入学生の為の学舎案内が行われた。

Column

平成5年4月16日、明石市に設立された一際目立つ近代的な建物で、兵庫県立看護大学第1期生の入学式が行われました。

大学生活に期待と不安を抱きつつ、慣れないスーツ姿で、私達は講堂に足を踏み入れました。先輩のいない私達を盛大に迎えてくれたのは、多くの報道陣でした。とても注目された入学式で、新入生のあいさつをした私は、眩しい程のフラッシュをあび、今まで経験したことのない緊張感を味わったことを昨日のことのように思い出します。

入学当初は、食堂もなく何の飾り気もない殺風景な校舎に、百余名の学生と先生方がいるだけでした。それが広々として心地よく感じたり、時には淋しく感じたりもしました。

入学式、周りには誰一人として、知っている人はいませんでしたが、この校舎で多くの人々と出会い、思い出深い大学生活は始まりました。

(第1期生 浅海 弥代)



平成5年度兵庫県立看護大学入学記念

平成5年4月16日

阪神・淡路大震災

阪神・淡路大震災と看護大学の対応

- ▶ 1995年1月17日 5:46 地震発生
教職員による学生・教職員の安否確認
一時避難所として学生の学内宿泊・炊き出し
- ▶ 1月19日
学生・教職員の安否最終確認し、本人及び家族
の中で生命を失われた人はなし
- ▶ 1月18日～23日
余震も続き、まず生活基盤の確保対策をとる
第1週目休講
第2週目より賛否両論があったが授業再開
- ▶ 1月24日
登校してきた学生に説明会（大学の対応と授業
再開の経緯、余震対策、学生の被害状況調査）
- ▶ 1月26日～2月1日
学生の不安解消のための相談窓口を開設
学長・学生部長が登校できない学生の自宅を訪
問し実態把握
- ▶ 2月
後期試験はほぼ予定通り実施
- ▶ 2月7・8日
1・2回生は学年集会開催（春休み中の連絡先
調査、新たな下宿さがしの情報、4月からの学生
生活）
保健室において心のケア支援
- ▶ 3月5日～9日
冬季課外活動のスキーを予定通り実施、実施の
可否について意見対立起こる

学生が困っていたこと

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 水・ガスが使えず不便 | 7. 友人が心配 |
| 2. 余震が恐ろしい | 8. 経済的不安 |
| 3. 通学が大変 | 9. 友人と同居が大変 |
| 4. ボランティア活動がしたい | 10. 食料の確保が大変 |
| 5. 家族と離れているのが不安 | 11. 自宅が心配 |
| 6. 授業再開、大学側の対応への不満 | |



震災からの大学の立ち直り

学長 南 裕子

後に阪神・淡路大震災と呼ばれるようになった都市直下型の大地震がこの地を襲ったのは、本学が開学して2年目を終えようとしていた1995年1月17日の早朝のことであった。あれから4年が経過し、一見何事もなかったかのようにみえる大学の日常の中に、震災の爪の痕は建物にも、そして人々の心の中にも今もってひそやかに、かつ生き残っている。まもなく卒業式を迎える第3期生の中にはかなりの数の学生が、受験期を震災の真っただ中で過ごしていたし、実際、この年から設けられた震災特例という制度を用いて入学が許可された人も含まれている。従って、大学の震災からの復旧、復興は今までの全ての経過を述べる必要があるが、ここでは、震災直後を中心としての私の記憶を書き残すこととする。

当日の朝7時前に片田範子教授と大学に到着すると、下宿が半壊したうえに風邪で熱を出して避難してきた学生と、一早く駆けつけた教員が保安室で寒さと恐怖で震えていた。すごいことが起こったという感覚の始まりであった。自宅が近くで自身も被災されていた柏木渚前事務局長をはじめ多くの教職員が次々と登校され、直ちに210余人の学生と80余人の教職員の安否を確認する活動を行った。自宅や下宿が全壊または半壊した学生や教職員は少なからずいたが、教職員の生命の安全はその日のうちに確認できた。しかし、激震地にいた学生の中には3日間消息がわからなかつた者もいて不安な日々であった。

第1日目に大学で泊まった学生と教員は、31人であった。次の日、急遽教授会を開いてその週の休講を決定し、教職員が手分けして学生への連絡を行った。また、宿舎の手配、炊き出しや食料品の確保、学生相談、支援物資の配達など次々と発案され実行された。情報がないなかでの手探りの活動であった。

第4日目に再度教授会を開いたが、激震地で被災された教員も駆けつけられて、翌週のことを議論した。本学では、被災の少なかった地域に住んでいる者が多かったこともあり、学べる学生がいて教授できる教員がいるかぎり授業は再開されるべきだということになった。しかし、経験の違いによる「温度差」があることを意識していたし、いろいろの理由で来られない学生の欠席は当然であること、また学生の個別な事情を勘案して弾力的に対応すべきであると具体的な対策を含めて確認し合った。連絡も慎重に学生の状況をよく理解して対応することになっていたが、余震への怯えに加えて、交通遮断の影響を受けた学生の疎外感や被災者への罪悪感など含めて、緊急時の意志疎通の難しさを体験することになった。学生委員会の先生方が中心になって、学生の思いを受けとめる工夫をして下さった。一方、激震地で被災した学生を一人一人訪ねて歩くことを近田敬子前学生部長が提案されご自身で実行された。避難所で支援活動をしている学生や全壊した自宅の側の仕事場で家族と支え合って生活している学生の顔を見たときの喜びは忘れられないものである。

看護大学ということもあって、医師や看護婦、保健婦の免許を持った教員は、いち早く支援活動に入っていたが、じっとしていられない学生達のボランティア活動のサポートも行われた。大学としての立ち直りで一つの節目になったのは、教員会議でPTSDの学習をしたことである。吉本祥生元図書館長の提案で、近澤範子助教授が情報を提供して下さり、Patricia Underwood教授が「ここにいる人は皆被災者の心理的反応を経験していること、立ち直りは準備できた人から、徐々に楽しみも取り戻しながら日常に戻ってゆこう」とやさしく呼びかけて下さった。いわゆる「温度差」や心の余震等で緊張していた教員の心がゆっくりと開いていった瞬間であったと思われる。

その後、兵庫県をはじめとする諸団体からの助成もあって、震災関係の調査、研究が学内で活発におこなわれるようになったし、短期、中期、長期にわたる被災者への支援活動も続けられてきた。防災・灾害看護に関する公開講座や学会活動など本学が中心となる活動は、今後とも継続しておこなわれることだろう。震災から立ち直る過程で学んだことが、本学の核になっていると私には思われる。

阪神淡路大震災時のボランティア調整本部の設置

片田 範子

1995年1月17日、刻々と放映される画面から伝わるのは想像を絶する事の大きさであった。学生や教職員の安否確認を終え、地震から数日間というものとにかく何かやらなければならぬことがある、ということだけを体が感じているというのが教員の共有していた感覚だったのではないだろうか。

最初の動きは、実習で日頃お世話になっている実習病院への伺いと、間近に迫っていた第2回国際セミナーの中止の知らせを担当者が分担し、電話を始めたことからだった。こちらの状態を話し、相手の状況をうかがう中で、搬入される患者数の増加と出勤できる看護職の数の限界との食い違いが起こり始めていた。いくつかの病院から即戦力となる看護教員なら、来て欲しいという要請が出始めたのは何度かのやりとりがされてからであった。教員が相乗りして神戸被災地の真ん中へ出向き、その行き帰りに見た惨事状況、病院の中での看護職の動きや病院の状況を聞きながら継続した支援体制を作らなければ、教員の疲労度が増すだけであり、即戦力の低下は余儀ないと判断した。さらに、兵庫県、兵庫県看護協会、日本看護協会との調整を本学の南裕子学長が行い、日本看護協会に集まっている行き先の無い看護職のボランティアに何とか現地入りしてもらえるような仕組みづくりの検討が始まった。教員が手分けして被災地区に有る病院一つ一つに被害状況、看護婦の被災状況、患者動態の推移等を電話で確認した。状況からして、病院が機能を回復するまでに、被災した看護婦、病院を支援することが必要だと判断し、全国的な看護職ボランティアを必要な施設へ派遣し調整する機能を持った災害本部を本学に設置することとなった。それからの毎日は、授業がある人は授業、学生が来た時に誰もいない共同研究室にならない様に研究室に残る人を確保しながら、交代で調整本部を運営した。榎本さんは、刻々と変化する交通網のニュースに気を配り、壁に貼る拡大地図を毎日作り直していた。事務局の当直は夜にかかるくる電話に対応してくれた。飛び込みで手伝った学外の方、もちろんボランティアやその方々を取り巻く人々、すべて一人一人が出来ることを、黙々と行っていた。

避難所・仮設住宅への支援活動

井伊久美子

阪神淡路大震災時の家屋被害は、全壊、半壊、全焼を含めて415,659世帯でした。そして想像もつかないくらい多くの人々が、身内を亡くし仕事を失いました。様々な喪失の中で20万人以上の人々が不自由な避難所暮らしを余儀なくされ、その後は48,300戸の仮設住宅が各地に建設され、震災後3年を経た現在でも多くの方が仮住まいを続けています。

私たちは微力ではありますが、被災地の看護大学の教員として、避難所から仮設住宅、さらに復興住宅へと被災された方々への支援を続けて来ました。

避難所においては、全国から来てくださったボランティアの看護職の方々と、食事や入浴、掃除などの生活の支援、また受診などの健康面の相談を受ける活動を実施しました。

そして仮設住宅においては、コミュニティづくりとしての自治会支援に関わり、平成8・9年度には2年間にわたり、ボランティア看護師の方々と訪問相談活動を実施しました。

避難所でも仮設住宅でも看護協会や行政の協力をいただき中で、大学の役割を改めて認識しました。そして自分の非力を痛感すると同時に、このような困難な状況でもやるべきこと、できることがあると言うことを発見でき、被災地にある大学でボランティアとして災害後の活動に関われたことは意義深いものであったしうれしく思っています。地域住民の方をはじめ、一緒に活動してくださった看護職の方々との出会いは本当に大きいものであったと実感しています。



ボランティア看護師の避難所訪問

編入学・社会人入学制度開始

編入学制度開始

短期大学卒業者（平成7年3月卒業見込みを含む）で、看護婦（士）免許取得者（平成7年取得見込みを含む）を対象に編入学制度が開始され、平成7年4月編入第1期生10名が入学した。

なお、第1回編入学入試では募集人員10名のところ70名の応募があった。

社会人入学制度開始

大学入学資格を有し平成9年4月1日現在25歳以上で社会人の経験を3年以上有する人、そして、看護学の勉学を強く希望し、将来は実践・指導に携わることを決意している人を対象に社会人入学制度が開始され、平成9年4月本学初めての社会人入学生2名が入学した。社会人入試では募集人員は若干名としているが平成9年度は20名、平成10年度は72名の応募があり、社会人の要望が多いことを物語っている。

Column

看護婦として働きだして行き詰まり始めたある日、一度他の世界に出て自分を試してみたいと思い、編入学をめざすことにした。周囲の反応はその年で無理じゃないの？という感じだったが、パンフレットを取り寄せてみることにした。パンフレットを見ているうちに「この大学が私を呼んでいる！」なにかにとりつかれたようにがむしゃらに試験勉強に取り組んだ。運良く合格通知を受け取ったときは「やっと運がついてきたー」と天にも昇る思いだったのをいまでも鮮明に覚えている。10年の臨床経験はきっとすごく役に立つに違いないと期待に胸膨らませて入学したはずなのに、入学当初はワープロが打てない、英語がわからない、できないことだらけの自分と向き合うことがつらく「こんなはずじゃなかった。臨床でやってきたことって一体なんだっただろう」と落ち込むばかりだった。人間どん底まで落ち込んだら、後ははい上がるしかない。知らないのなら聞いてみよう。友達ともっと語り合ってみよう。もっとおしゃれを楽しもう。だって今は学生なんだから、第2の青春時代を謳歌してみよう。そんな風に気分を入れ替えていくうちに、いろんなことに気がついた。患者さんのこと、仲間とのこと、わかったつもりでいたけれど、ほんとは全然わかっていないかった。いつの間にかすごく世間知らずになっていた自分にやっと気がついた。私にとって編入の2年間は第2の青春時代でもあり、人生のなかで自分を見つめ直すことができた充電期間だったようだ。今は縁あって母校の大学の助手として働いているが、ますます無知の自分に落ち込んだりもするが、今は自分の足で人生をじっくりと歩いていると実感している。それも編入のつらくて楽しかった2年間を過ごしてきたからじゃないかと思っている。これからもより謙虚に生きていきたいと思う今日この頃だ。（編入学第1期生 西 美和子）

Column

「学びたいときが本当に学べるとき」、そんな“旬”が考慮されたものが社会人入学の枠であると思う。社会人一期生として入学してから1年半が過ぎた今、大学生活を振り返ってみると、大学は学ぶことを通して未知の自分に出会える場であるように思われる。言い換れば、自分の可能性を見つけられる場、つまり自分探しの場であると言つていいのかもしれない。人との出会い、物との出会い、場所との出会いと、影響を与えてくれるものは様々ではあるが、人は常に何かに出会いながら微妙に変化し続けるものである。そして、いい出会いが多いほど、いい刺激が多いほど、自分の中に眠っている未知の可能性「something new」を呼び覚ますチャンスを広げることができるのではないだろうか。また、学びたいという気持ちがあれば、どんな経験からも教わることは多い。「小さな経験も常に自分の肥やしに」、私にこんな思いを持たせてくれたのも、大学生活での様々な出会いである。この気づきをきっかけにして、これからもいろいろなものと出会い、影響を受けながら、もっともっと知らない自分を見つけていきたいと思う。そして、この4年間を単なる寄り道に終わらせるのではなく、人生の財産づくりの贅沢な時として大切に過ごしていきたい。

（社会人入学第5期生 佐藤 政枝）

Column

花曇りの平成9年4月4日は入学式。かけつけた受付で保護者に間違えられながらのスタートです。私のように人生半ばを過ぎた者にも門戸を開くという本学の姿勢に戸惑いと驚嘆を覚えながらの一歩でした。

社会の変化はこれまでの価値観をゆさぶり、さまざま面で多様化、個性化してゆく現代、少し立ち止まって考える時間を持つ必要性を感じつつも、老人福祉施設での仕事に追われるあわただしい毎日を過ごしていました。現実には職場と大学間の壁はまだ厚く、多くのものを手放したうえに卒後の進路も未知数のままでですが、大学での学びはきっと何かの形で生かせると考え歩を進めています。周りには高卒後間もない学生だけでなく、さまざまなコースをたどった意欲あふれる人や、ユニークな先生方でいっぱいです。貴重なこの4年間、いろいろな出会いを楽しみ、多くのものを吸収していきたいと思います。

（社会人入学第5期生 能美 秀子）

大学校章・徽章制定

大学のシンボルマークは開学時に公募により決定し、応募作品の中から濱奈巳夫氏によるデザインが選ばれた。このマークは「ナース」のイニシャル「N」をモチーフに、未来を目指す若鳥の姿を「N」の字のシルエットに重ね合わせて表現している。また、グリーンの羽根は愛の心を、ブルーの羽根はナーシング「アート」と「サイエンス」をシンボライズしている。

大学の徽章は本学の学生と教員からデザインを公募して作製された。本学の川口孝泰助教授によるデザインであり、開学時より用いられている校章のイメージを生かし、それを動きのあるものにアレンジしている。



兵庫県立看護大学 徽章



学歌の作成は大学の開設準備段階で話題に上がったが、開学に向けての仕事が忙しく、立ち消えとなつた。開学から4年目、初めて卒業生を送り出す時期が来て、「卒業式に歌があつたら…」という声があがり、広報学報委員会で学歌作りに向けて検討が始まった。そして、学内を中心に公募を行つたが応募作品が無く、その年は見送りになつた。平成9年度に入って、再び公募を行つたが思うように運ばず、専門家に依頼する方向で進める事になった。

作詞をお願いした安水稔和先生、作曲をお願いした中村茂隆先生には、大学を見ていただき、キャンパスが水と緑と光をテーマとしていることを話し、学歌として厳かなもの、また、学生たちが和やかに歌えるものをとお願いした。中村先生は、この大学が建つ前のこの地をよくご存じであり、安水先生も短い時間の中で兵庫県立看護大学そして看護に対する関心を高めて下さつた。その結果、すばらしい大学歌が出来上がつた。

なお、この大学歌の製作に関しては、本学の後援会からも全面的な支援を受けた。

安水稔和先生

昭和29年 神戸大学文学部英米文学科卒業
昭和38年 文部省芸術祭奨励賞(音楽部門)受賞
昭和48年 文化庁芸術祭優秀賞(ラジオ部門)受賞
平成2年 神戸市文化賞受賞
平成3年 文化庁芸術作品賞(ラジオ部門)受賞
平成8年 兵庫県文化賞受賞

現在、神戸松蔭女子学院大学教授

中村茂隆先生

昭和31年 東京芸術大学音楽学部作曲科卒業
昭和32年 神戸大学教育学部(現、発達科学部)助手
昭和33年 文部省芸術祭作曲奨励賞受賞
昭和60年 大阪文化祭奨励賞受賞
平成2年 神戸市文化賞受賞
平成8年 神戸大学発達科学部教授として定年退官。
名誉教授
平成8年 兵庫県文化賞受賞

南学長 中村先生 安水先生



兵庫県立看護大学 学歌

安水 稔和 作詞
中村 茂隆 作曲

J = 100

mp

1. け や き な 一 み き の か ぜ の い 一 ろ
2. な が れ る 一 み ひ き の ひ を の ひ 一 ら
3. あ ふ れ る 一 ひ か の に に の ひ 一 み 一
もく え し ひ の い ろ つ ち の い 一 ろ
い き る し む の と よ ひ り そ い つ ま
なや び は ぐ く み う た 一 い だ 一 す
き る 一 こ こ ろ こ と か も 一 に い あ う
の ち へ の あ い かん ご の こ 一 こ 一 ろ
の ち へ の あ い ゆ た か な い 一 や 一
の ち へ の あ い は ば た く え 一 い 一
f

C - N A S H Y O G O C - N A S H Y O G O あ す に と ど け る き ょう の お も い
(シーナスヒヨウゴ) (シーナスヒヨウゴ) あ す に と ど け る き ょう の ね が い
C - N A S H Y O G O C - N A S H Y O G O あ す に と ど け る き ょう の い の り
C - N A S H Y O G O

1.2. 3.

- 1 檜並木の 風の色
燃える火の色 土の色
学び育み 歌い出す
生命への愛 看護の心
CNAS HYOGO CNAS HYOGO
明日にとどける 今日の思いを

- 2 流れる水に 身をひたし
苦しむ人に 寄り添って
悩む心と共にいる
生命への愛 豊かな癒し
CNAS HYOGO CNAS HYOGO
明日にとどける 今日の願いを

- 3 溢れる光 空に満ち
生きる力を 引き出して
生きる喜び 語り合う
生命への愛 羽ばたく歓喜
CNAS HYOGO CNAS HYOGO
明日にとどける 今日の祈りを

第1回卒業式

平成9年3月25日、第1回卒業式が挙行され、編入生10名を含む105名の卒業生を送り出した。場内拍手の内に卒業生が入場し、ひとりひとりが壇上に上がり南裕子学長から学位記を授与された。

学長は式辞において1期生の4年間のあゆみを回想し、看護の専門家として、少子化・高齢化が危惧される21世紀の社会づくりに貢献すること、CAREの専門家としてCAREの本質を自らの生き方の中で問い合わせながら生きてほしいと話した。そして、卒業生を代表して鳴滝由佳さんが答辞を読み上げた。

続いて、立川昭二 北里大学名誉教授（本学非常勤講師）による卒業記念講演が行われた。

最後に卒業生は総合看護担当の教員から本学の徽章と花を贈呈され、卒業式会場を後にした。



大学院開学式

平成9年7月2日、兵庫県立看護大学大学院修士課程の開学式が行われた。関西地区では初めての看護学修士課程の開学式に雨天にも関わらず、230名が参加した。

設置主体である兵庫県の井戸敏三副知事から公立大学として、はじめての看護系単科大学開設の経緯や、今後への励ましが込められたお言葉を頂いた後、南裕子学長が式辞を述べた。学長は式辞で「看護の本質である『癒し』の3つの意味を追求し、21世紀の社会作りを担うことが社会から求められている。本学は、そのための先駆的で創造的な実践指向の教育を目指すものである」と話された。

その後公立大学協会近畿地区協議会長の中西睦子 神戸市看護大学長、日本看護系大学協議会副会長の林滋子 北里大学看護学部長の両氏から、専門看護師、管理、教育、研究という新たな大学院教育を切り開くものとしての期待を含めた祝辞が述べられた。

記念講演として「パラダイムの変革－疾病指向から健康指向へ－」と題したアンジェイ・ボイジヤック博士（WHO神戸センター所長）の講演が行われた。博士は「健康は生活様式と密接な関係がある。診断・治療と疾病予防・健康増進はコインの両面の関係であり両者を持ち合わせバランス良く保つことが大切である。また大学院卒業生に対してこの両面からの活動を期待する」と述べられた。

Column

「将来、老人看護学領域を専門とする看護職として、病院や福祉施設及び地域での老人に対する看護実践、並びに看護学教育における老人看護学の体系化について寄与していきたい。大学院において、学際的・国際的な視点から老人看護学領域を見つめたい」大学院入学の動機である。私は病院における6年間の臨床と2年間の編入学課程を経て、今春、大学院に入学した。実際に入学してみると、当初描いていた大学院生活とは異なり、日々の課題に追われ、余裕をなくしている現実がある。

しかし、全国津々浦々から集まったパワーあふれる同期の仲間に助けられながら、充実した時間を過ごしている。

看護は、追求すればする程、奥の深い実践領域である。臨床にどっぷりと浸かっている時、いつも目の前の現実に追われ、ひとつひとつの行為や現象を立ち止まって考えたり、批判的に見る余裕はなかった。大学院で過ごす時間は、今までの看護実践を立ち止まって振り返る時間であり、新たな視点から幅広く見つめ直す時間だと思う。将来、地に足の着いた看護実践や教育等が行えるよう、大学院での2年間を大切に過ごしていきたい。

（大学院第1期生 佐久川政吉）



平成9年度 兵庫県立看護大学大学院入学記念

同窓会・後援会

けやき会（県立看護大学同窓会）

兵庫県立看護大学5周年にあたって、けやき会を代表して、ご挨拶申し上げます。

私たち、兵庫県立看護大学同窓会「けやき会」は、1997年の一期生の卒業とともに発足しました。看護大学の名所であるケヤキ並木のように、いつまでも強くたくましく発展していきたいという思いをこめて、「けやき会」と名付けました。会員相互の親睦を図り、進歩と母校の繁栄発展に寄与することを目的としています。現在の会員数は、正会員209名、特別会員30名、計239名です。まだまだ動き出したばかりで、私たちが会員のみなさまに対してどんなことができるか、模索中です。役員のメンバーも運営に対してまだ未熟で、いろいろな面で会員の方々にご迷惑をかけているのが現状です。

昨年9月、母校におきまして、第2回総会を無事開くことができました。30名ほどの会員の方々にお集まりいただき、大学歌の齊唱に始まり、どのように運営していくのかなど、意見交換を行いました。また、懇親会では、久しぶりにあう仲間や先生方と、思いで話や今の仕事での失敗談に花を咲かせました。みんな、忙しい勤務の中、なんとか時間を作り集まり、学生時代に培った思いを確認することができ、これからもこのような貴重な仲間を大切にしていきたいと再認識いたしました。

今後さらに、けやき会の会員数を増やし、兵庫県立看護大学の発展とともに成長していきたいと思っております。

（1期生：鮫島輝美）

あの忘れもしない阪神・淡路大震災の教訓として、「グローバルに考え、ローカルに動く心と頭と手が連動し、厳しい優しさを持った人を育成する」事を教育理念として実践される本学の活動と存在が、国際的にも大変重要な役割と価値を持つ事になると私は確信しています。21世紀に向かって本学が益々発展されることを念じつ、私の拙文を閉じさせて頂きます。

（初代後援会長：大宅淳平）

後援会

光栄にも「兵庫県立看護大学5周年記念誌」の発刊に当たり、元後援会長としてメッセージ寄稿の要請を石井教授より頂き、茲に一文をしためます。

南学長の優れたリーダーシップに導かれ「知識・技術・優しさを備え、人間性に溢れた看護リーダーの育成」と「看護に関する研究・研修即ち学際的な看護学の確立」「看護婦の社会的地位の向上」を目指す全国初の県立看護大学が、6年間の開設準備を経て平成5年4月発足いたしました。高い競争率を突破した全国の俊英が入学され、「開かれた大学」としての「公開講座」「国際セミナー」「特別講演会」が続々と開催されました。又夏季・冬季の課外活動や近畿地区大学間の交流も盛んとなり、念願の大学院も開設されました。在学中に学問的水準の高い諸教授の指導を受けた卒業生が、看護学士としての誇りと温かい心を持った資質の高い看護職から看護指導者へと成長され、健康・福祉等の幅広い分野で活躍されつつあります。

一方、大学側のご指導と保護者の賛同を得て、「在学生の保護者で組織し、大学の運営に協力・援助を行い、教育研究の発展に寄与する事」を目的に後援会が発足しました。私は図らずも後援会長に選ばれ、南学長はじめ諸先生・事務局・学生部の皆様や後援会理事・監事と一緒に「どうすれば大学全体に最も貢献できるか」を問題意識に持って理事会で率直に意見交換し、要望事項のまとめや改善策を予算化し、実行して頂きました。その結果、「学生のクラブ活動や自治会活動への助成」「大学祭や冬季スポーツ活動への補助」更には「学生図書の購入」や「複写機の設置事業」等、学生活動の推進を後援させて頂きました。

又、CNAS祭バザーには保護者からご提供頂いたご家庭での不用品や手作りの農作物を販売し、学生課を通じて学生会へ寄附させて頂くなど、楽しく心温まる一時を理事の皆様と共に共有することができました。

私自身四年間後援会長を無事務める事ができました事を、誌上をお借りしまして大学幹部・後援会理事・監事・並びに保護者の皆様に厚くお礼申しあげます。

第4章

現　況

教育組織／教職員

大学の機構

看護学部看護学科の教育体制

教員紹介

大学院看護学研究科の教育体制

現有教員・事務員数

教育／研究

看護学部看護学科の教育課程

大学院看護学研究科の教育課程

共同研究／助成研究

学内行事

年間スケジュール

国際交流

地域交流

施設

附属図書館

施設全景

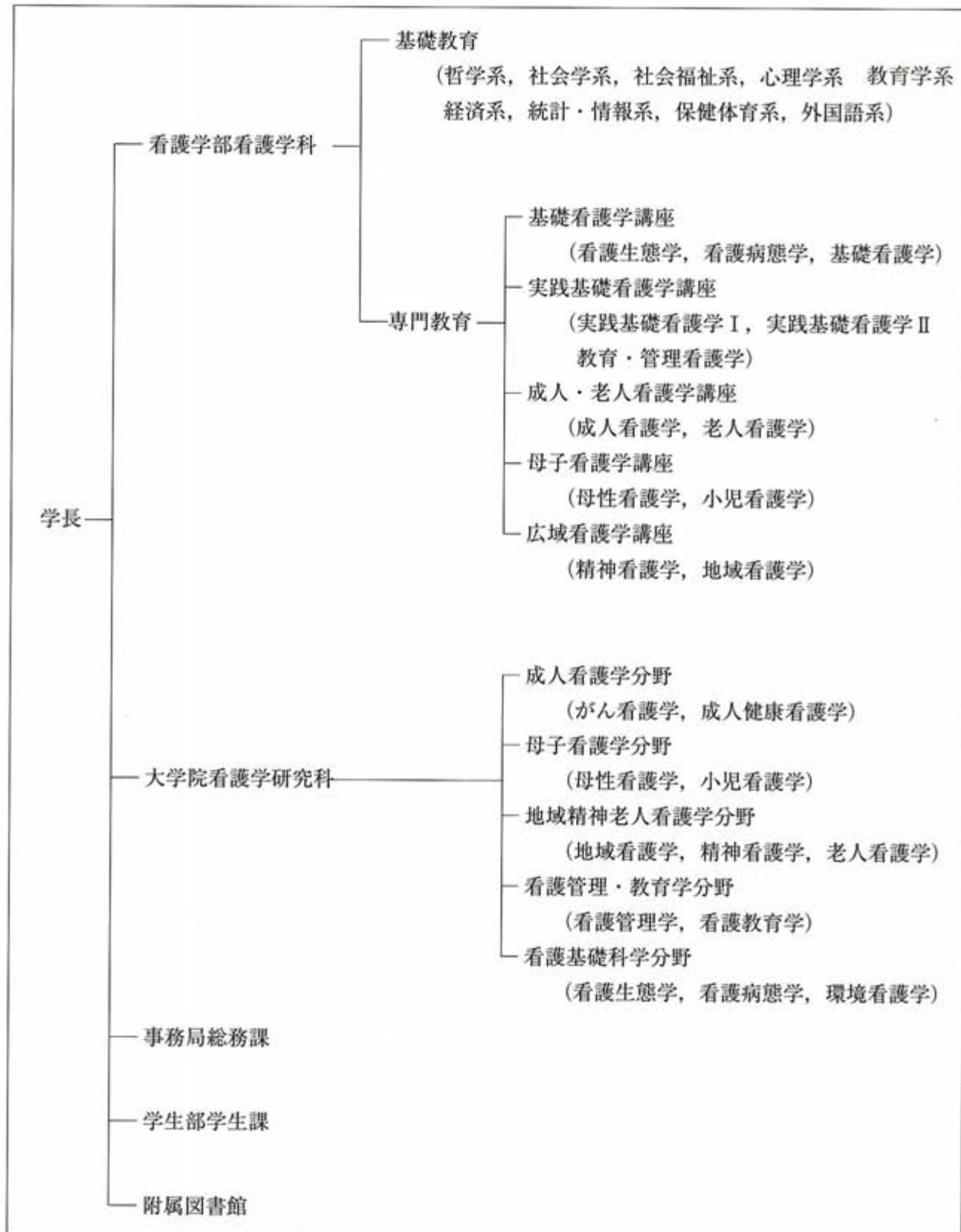
卒業生の動向

卒業生の就職先

平成9年、10年就職・進学状況

教育組織／教職員

大学の機構



看護学部看護学科の教育体制

基礎教育 General Education

人間とその学問との基礎に関わるのが基礎教育の諸学問である。人は、皆、何かである。しかし、人は、皆、同時に、先ず人である。現代の社会では、人間の、何かである、特殊な面はたいへん発展したが、先ず人である、その普遍の面がいよいよ見失われている。大学の教育と研究においてはもちろんのこと、医療や福祉のような社会的実践においても、人間の特殊と普遍との両面がバランスを保ってなされなければならない。

基礎教育の諸学問は、人間の基礎的な局面と活動とを対象とする。しかし、それは、常に、人へのまなざしを失わない。それは、the fundamentalsであり、the humanitiesである。人間は、分析すれば、その活動に関し、理論的、実践的、創造的等の、また、その存在に関し、身体的、精神的、環境的、社会的等の諸要素から成る、と見られるが、人としては、端的に全体的統一体である。

現在人のニードは、ますます特殊化した技術に向かう。しかし、特殊化するにつれて、技術が人間不在の技術の性格を強めていく危険の度合いは、大きくなる。豊かさと便利さとにのっかる文明は、人が先ず人であるという、人間の基礎的事実をいよいよ見えなくさせる。この点で、基礎学科の諸学問の果たす役割は、極めて重要である。

哲 学 系

人間は、自己の存在とその活動、つまり、科学や実践や技術が自己自身にとって問うになる存在者である。その問うを問うことが哲学である。物量と情報量との豊かさを謳歌する現代は、私達に哲学することを、人間の存在を全世界とともに問うことを求めている時代である。

社会学系

価値観の多様化が進む現代社会において、自己と社会の関係について学び、考え、行動することが強く求められている。自らを育んだ家族、地域社会、国家について知識を深め、さまざまな社会と文化に关心を持つことが、自己および他者を理解しうることにつながる。

社会福祉系

人口の高齢化など急速な社会環境の変化は必然的に新たな保健・医療・看護そして福祉ニーズを生み出す。高齢者ケアの例を挙げるまでもなく、地域住民に良質なサービスを提供するためには、従来の枠組みを越えた関連領域の連携が不可欠であり、その一翼を担うのが福祉の役割である。

心理 学 系

心理学 (Psychology) は、文字通り「こころ (Psyche)」についての学問である。現代心理学は、臨床心理学や発達心理学など様々に分化しているが、根本にあるのは、「こころ」の探求であり、本学では、特に人間について、また「ひと」と「ひと」との関係についての知を深めている。

経 济 学 系

ヘルスケア・サービスの需要と供給がどのような行動に基づいているかを解明し、そして望ましいヘルスケア・システムのあり方を検討する。そのために体系的に経済学を学習し、その応用力を身に付けることを目的としている。

教育学系

教育とは、人の学びを支援する営みである。このように教育を捉えることから、教育学にとって最も基本的な二つのテーマが立ち上がってくる。一つは学びとは何かということ、今一つはそうした学びをどう支援していけばよいのかということである。本学における教育学は、この二つのテーマに社会文化的な観点からアプローチする。

統計・情報系

看護学においても他の分野と同じく、研究対象となるデータを集め、そのデータを処理し、そして何らかの有用な情報を引きだそうとする。統計・情報系科目では、コンピュータを道具として利用する基本的な能力を身に付け、データを分析するための基本的な統計理論や分析手法を学び、分析結果を適切に読み取る能力を高めることを目的としている。

保健体育系

身体運動やスポーツについて歴史学的・社会学的視点から現代社会におけるその役割や意義を考えるとともに、成人病予防効果が期待される「運動」の生理学的知識を高め、生涯にわたって自己の健康が管理できる能力を身に付けるためのプログラムが用意されている。

外国語系

人文学(Humanities)を深く究めた3人のスタッフ(米人学者を含む)の力を結集し、英語の語学的な基礎から原書講読や卒業論文まで、学生の資質を高めるための個性的・多彩で新鮮なプログラム(女性学、英文学、異文化研究を含む)を提供する。人間的な出会いに富み、大画面の映像設備と質の高い視聴覚機材を備えた環境も理想に近い。

専門教育 Nursing Education

専門教育は、基礎看護学、実践基礎看護学、成人・老人看護学、母子看護学、広域看護学の5つの大講座により構成されている。学生たちは、看護基礎科学と基本的な看護技術を身につけた上で、成人看護、老人看護、母性看護、小児看護、精神看護、地域看護など、自らの興味のある分野を選択し、更に深く臨床実習を通して学ぶことができる。

基礎看護学講座

基礎看護学では、看護学の基盤となる理論及び方法論について教授する講座で、看護生態学、看護病態学、基礎看護学の3科目群より構成されている。

◇看護生態学

人体の構造や機能、調節機構およびそれらをとりまく物理的な環境との相互作用などについて学ぶ分野である。授業科目として発生形態学、生態機能学、栄養代謝学および、それらに関する実習科目がある。

看護生態学は人間生態学のうち、とくに看護学に深く関与する領域を対象にしたものである。この分野は、人間と他の動物種との共通した生命の成り立ちを扱う部分と、人間という大脳の非常に進化した動物種が直面する問題を扱う部分とがある。従って看護生態学では、身体と社会の関連性を重要視する。

◇看護病態学

看護問題を判断していく上で必要とされる疾病の概念、病変の原因や経過、薬物と生体との相互作用などについて学ぶ分野である。授業科目として看護病態学、感染免疫学およびそれらに関する実習、薬理学、疾病論などの講義がある。疾病論は、内科的な疾患・母性女性疾患・小児疾患・外科的な疾患について学ぶ。高度の判断力が要求される看護では、患者の病態を正確に把握する必要がある。そのためには疾患の本態、臨床経過、治療法、予防法などの医学的な知識が不可欠である。修得した知識および科学的な物の考え方を基にして、患者の苦しみがわかる看護専門職を育てることが看護病態学の目的である。

◇基礎看護学

看護の歴史、保健医療の動向、看護学の理論体系や概念など、看護学を学ぶ上で基本となる知識や方法を探求する分野である。この分野は、基礎看護論、人間工学、研究法の講義を担当している。基礎看護論Ⅰでは、看護の歴史や社会における看護の役割などについて学び、基礎看護論Ⅱでは、看護を「科学」「技術」「哲学」「宗教」などのキーワードとともに検討し、基礎看護論Ⅲでは看護理論について学ぶ。人間工学では、看護作業の基本原理を考えていく際に必要な知識を学ぶ。研究法は、研究を実施して行くための基本的なプロセスを学ぶ。

実践基礎看護学講座

実践基礎看護学講座は、看護学の基礎領域と実践領域とを有機的につなぐために、看護実践の基礎となる理論、技術および実践法について教授する講座で、実践基礎看護学Ⅰ、実践基礎看護学Ⅱ、教育・管理看護学の3科目群より構成されている。

◇実践基礎看護学Ⅰ

“生活” “健康” “環境” を基本概念に、生活の中の健康について論じるとともに、健康的な生活をその人の能力に応じて最大限によりよく送ることができるよう支援していくための、独自の理論と方法論を探求する分野である。授業科目として生活健康論、生活援助論およびそれらに関する演習と実習がある。生活健康論は学生の体験をもとに、「生活の中の健康」について考えるものである。生活援助論は健康的な生活を、その人の能力に応じて最大限によりよく送ることができるよう援助するための、知識と実践法を学ぶものである。

◇実践基礎看護学Ⅱ

“治療看護”ともいるべき新しい分野である。治療看護とは看護者が、対象に対して看護学固有の知識と技術を用いて治療的に働きかけることであり、その方法論を体系化し、看護学の一領域として確立することをめざしている。授業科目として治療援助論およびそれに関する演習と実習があり、ケアリングの技術や援助論をその基礎に置き、疾病や治療に対する人間の反応を看護の視点で査定し、Symptom Managementを含む様々な介入技術を開発するための知識と実践法を学ぶものである。

◇教育・管理看護学

看護におけるヘルスケア提供システム、管理および教育について教授すると共に、専門職あるいは看護ケア提供者のリーダーとして活躍できる人材の育成をめざし、実践に必要な知識や方法論を探求する分野である。授業科目として、看護システム論とそれに関する演習および実習がある。看護システム論は看護におけるリーダーシップ、組織、集団に関する基礎的な概念を学び、演習を通してこれらの概念を実際のシステムや体験に照らして考え方を養う。また、看護システム論は看護活動が展開されている場における看護ケア提供システムと看護管理を中心に、看護システム論は教育システムと教育と実践をつなぐシステムを中心に学習し、システムへの理解を深める。これらの授業を通して、単に管理者としてのみならず、専門職としてまた看護ケア提供者のリーダーとして実践していくために必要な知識を提供する。

成人・老人看護学講座

成人・老人看護学では、人間のライフサイクルに特有な健康現象の理解と、看護に必要な知識・技術について教授する講座で、成人看護学と老人看護学の2科目群より構成されている。

◇成人看護学

成人看護学は、成人期にある人々の健康問題や成人期に特徴のある健康障害のうち、特に身体的な健康問題に焦点をあて、その看護援助に関する知識・技術を修得し、実践力の基礎を身につけることを教授する。成人期を青年期から向老期にわたる長い期間と位置づけ、成人の中心概念を「成熟（Maturity）」ととらえる。成人看護は、ケアリング概念をもとにした看護プロセスをとおして「治癒」「セルフケア」「セルフプロモーション」看護を実践することによって、人々の苦痛を緩和し、病気の回復・健康の保持・増進に貢献する。

◇老人看護学

老人看護学は、老年期のさまざまな状況にある人々が、加齢の過程で生ずるかもしれない、また急性・慢性疾患から生ずるかもしれない健康問題に対応しつつ、社会生活の営みを可能な限り豊かにしていくことを援助するための理論と方法を探求することを目指している。

科目群の構成は、2年次の老人特性論で老年期にある対象の特性を理解するとともに、老人をめぐる保健・医療・福祉の動向と、老人看護の機能についての概観を学び、老人ふれあい実習1、2における体験と統合させながら、理解を深めていく。3年次で老人援助論・演習において老人とその家族に対する看護援助やサポートシステムについて学び、4年次の援助論実習Ⅳ（長期実習）では、個別に老人を受け持ち、看護実践を体験し、総合看護では老年期の対象の援助にあたる看護職が専門職として社会の期待にどのように応えていけるのか、考えていきたい。

母子看護学講座

母子看護学講座は、生産年齢にある女性とその家族、さらに小児を対象とし、これらの人々が抱える健康現象を理解・援助するための理論や方法論を探求する分野である。母性看護学と小児看護学の2科目群から構成されていて、授業・実習・演習・研究が学習の機会として準備されている。

◇母性看護学

妊娠・分娩・産褥期にある母児に生じる身体的・心理的・社会的变化を理解し、この時期特有の健康課題（例えば、親になることや新しい命を含めた家族を形成すること）と、それらに対する看護援助を学ぶ。また、これらの健康課題が家族の中で持つ意味を考え、家族をとりまく環境や社会システムについても学び、母性看護の機能や役割、そのあり方について、現在および将来を含めて概観する。

◇小児看護学

看護対象としての小児と親、および健康概念の意味づけを理解した上で、小児看護の機能と役割を学ぶ。具体的には、小児の成長・発達と健康状態が小児の生活能力に与える影響とその機序、また小児の反応を理解し、必要となる援助の技術や実践法について学ぶ。これには健康な児はもとより、病気や障害を持つ子どもが生活を行う意味を、子どもや親・家族との関わりを通して考えることも含まれる。

広域看護学講座

広域看護学講座は、複雑化する社会構造の中で生じる心の健康問題や地域社会の健康問題を巡って、個人および集団へのアプローチの理論と実践を探求する講座であり、精神看護学と地域看護学の2つの科目群で構成されている。

◇精神看護学

精神看護学は、社会におけるメンタルヘルスの諸問題および心の健康障害をもつ人々に対する看護のアプローチを探求する学問領域である。心理学・精神医学の理論や基礎知識を踏まえ、心のはたらきと日常生活との関連に焦点を当てた精神看護の視点から、心の健康／健康障害について考察するとともに、心身を病む人々への精神看護の概念モデルおよび方法論・技術論を実証的に探求することを目指している。さらに、教育研究活動を通じて、精神障害者への支援システムを主とする、地域に根ざしたメンタルヘルス・ケアシステムのあり方を検討し、看護の役割を探っていきたい。

◇地域看護学

地域看護学は、地域に暮らす様々な人の健康レベルの向上を目的にそのアプローチのあり方を探求しようとする分野である。本学での地域看護学の内容は、疾病とそれを生み出す原因、その背景の関連から、地域の問題を構造的にとらえることから始めていく。ここでは、健康問題と生活や労働のあり方、地域の社会資源の質、文化や習慣等の関係を理解していく。さらに、こうした地域での健康問題に対して、集団活動、組織的取り組みを通し、個人、家族が問題に対応していく力がついていくプロセスについて、個人、集団、地域の段階を追って理解することを中核に、対象である住民の方々とともに、どのように取り組んでいくかその展開のあり方を明らかにすることを目指している。

大学院看護学研究科の教育体制

大学院のめざすもの



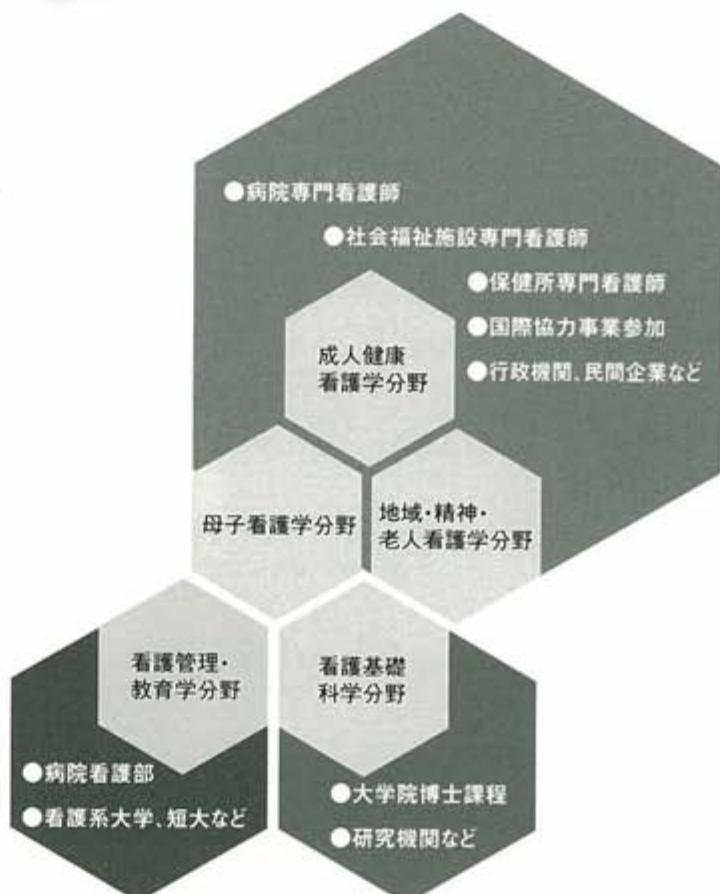
修了後の進路

本学大学院は、広い視野に立った学際的な教育研究をめざしており、修了者は社会の幅広い分野で活躍できる。大別すると専門看護師、看護管理者、教育者および博士課程への進学者に分けることができる。

専門看護師については、本学大学院修士課程が専門看護師認定カリキュラムに合致しており、本学大学院修了者に対する期待は非常に高い。

看護管理者については、保健医療福祉環境の複雑・高度化が進み看護の体制や医療のしくみが大きく変化する中で、高度な管理・経営能力をもつ看護管理者が求められている。本学大学院修了者をはじめ、優れた看護管理者への需要は大きくなるであろう。

教育者については、全国各地で看護系大学院の開設が計画され基礎教育の高等教育化が急速に進展していることから、この傾向は今後一層顕著になるものと予測される。



成人看護学分野

◇成人健康看護学領域

成人健康看護学領域では、成人健康看護に関する高度な知識、技術を用い、成人の健康増進や慢性病を生きる人々に対して、症状コントロール、再発予防のための健康の調整、社会資源の活用などの療養法を支援できる高度な能力を修得する。

(担当教員：野並葉子、中西睦子（非常勤講師）)

◇がん看護学領域

がん看護学領域では、がん看護に関する高度な知識、技術を用い、がんの予防、健康教育や治療の選択に伴う意志決定をサポートする能力を修得するとともに、がん治療に伴う看護および治療後の生活調整を支援し、がん患者の体験する症状、精神的苦痛に対して対応できる能力を修得する。また、パリアティブケアを含むがん終末期ケアが提供できる高度な能力を修得する。

(担当教員：パトリシア・J・ラーソン、内布敦子、足利幸乃)

母子看護学分野

◇母性看護学領域

母性看護学領域では、移行期の概念を基盤とし、生産年齢にある女性や家族が遭遇する健康問題に対して効果的に支援できるよう、看護援助に必要な諸理論を学び高度な能力を修得する。

(担当教員：山本あい子、新道幸恵（非常勤講師）)

◇小児看護学領域

小児看護学領域では、成長発達とセルフケア看護理論を基盤に小児の健康状態を捉え、環境の影響を考慮しながら健康の増進、疾病や障害による小児の心身の反応について諸理論を用い、適切に支援できる高度な能力を修得する。

(担当教員：片田範子、村田恵子（非常勤講師）)

地域・精神・老人看護学分野

◇地域看護学領域

地域看護学領域では、プライマリーヘルスケアの概念を基盤にして、国内外の地域社会において、健康問題に対する的確なアセスメント・活動計画・評価と、組織的な問題解決のための住民の力量形成および保健・医療・福祉分野等の調整・統合ができる高度な能力を修得する。

(担当教員：森口育子、井伊久美子、野嶋佐由美（非常勤講師）)

◇精神看護学領域

精神看護学領域では、個人および集団の心の健康についての理解を踏まえ、精神看護に関する諸理論と方法を学ぶことで、リエゾン精神看護もしくは精神障害者への看護のいずれかの分野において高度な実践能力を發揮し、看護ケアを改善することのできる専門看護師の育成を目的としている。

(担当教員：南裕子、近澤範子、宇佐見しおり、野末聖香（非常勤講師）)

◇老人看護学領域

老人看護学領域では、生涯発達論を基盤に、老人の加齢過程や健康生活を理解し、特に痴呆性老人看護の分野において、専門的な支援のできる高度な能力を修得する。

(担当教員：水谷信子、竹崎久美子、太田喜久子（非常勤講師）)

看護管理・教育学分野

◇看護管理学領域

看護管理学領域では、保健・医療・福祉の行政と看護管理システムについて、国際的な幅広い視野を身につけるとともに、行政の仕組み、看護管理および経済に関する理論や方法を探求することで、将来、保健・医療・福祉におけるさまざまな場でリーダーシップが發揮でき、看護行政や看護管理に携わり得る能力を修得する。

(担当教員：パトリシア・アンダーウッド、上泉和子、金井バッカ雅子（非常勤講師）)

◇看護教育学領域

看護教育学領域は、専門的知識、技術の修得および人格形成などの側面をもつことを基盤としており、教育の原理およびそれぞれに関わる教育内容や方法の特殊性を学び、現行の教育課題を明らかにしていく。学生は先駆的な教育課程の編成並びに教授案の作成を試み、特に臨床教育に焦点を当てて教育評価法を開発し、基礎並びに継続教育担当者としての能力を修得する。

(担当教員：近田敬子、小山真理子（非常勤講師）、玄田公子（非常勤講師）)

看護基礎科学分野

◇看護生態学領域

生活する人間の構造、調節機能を看護学の視点から総合的に探し、理解を深めるとともに、生体の形態、機能、代謝の解析に必要な基礎的な方法およびその応用に関する研究法を修得する。（担当教員：吉本祥生）

◇看護病態学領域

病む人の病因、病態および看護についての理解を深めるための基礎的研究法を修得する。

(担当教員：鶴飼和浩、鶴山 治)

◇環境看護学領域

環境研究の歴史や環境概念の変遷を踏まえ、人間の生活と環境に関する諸問題について、看護学の視点から理論的な分析や構造化を試みる。

(担当教員：宮島朝子、川口孝泰、古賀俊策（非常勤講師）)

〈共通選択科目〉

本学の修士課程は看護学専攻のみの課程であることから、広い視野をもつ人材の育成を図るために、分野を越えて学習することができる科目編成を行っている。それは共通選択科目として、専門的能力を高めるために必要となる学際的な科目群から構成されている。

(担当教員：石井誠士、福留留美、岡元行雄、松浦和幸、山下真宏、松並綾子、穴吹章子、長屋昭義、柴田真志、杉山明男（非常勤講師）、石川信克（非常勤講師）)

現有教員・職員数

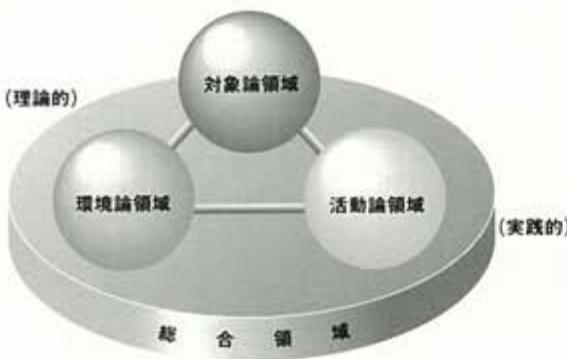
教員		教 授		助 教 授		講 師		助 手	
		基礎 教育	4	6	2	-	27		
事務職員等	専 門 教 育	10		9		5			
	事務局総務課	1	1	1	1	4	3	6	
	学生部学生課	-	-	1	1	2	3	2	
	附属図書館			1	1	1	-	3	

教育／研究

看護学部看護学科の教育課程

カリキュラムの概要

本学のカリキュラムは、「対象論領域」「環境論領域」「活動論領域」および「総合領域」の4領域を基軸に、基礎教育と専門教育が系統的に教授されるように構成されています。



対象論領域

看護の対象となる人間について、さまざまな方向から探求する領域です。

環境論領域

人間を取り巻く環境について、健康との関連を含め探求する領域です。

活動論領域

さまざまな健康現象に対する働きかけ(看護実践)の方策を探求する領域です。

総合領域

上記3領域を補完し、人間性の形成や研究心の向上に働きかける領域です。

◇配置科目

各領域には「基本科目」「専門支持科目」および「専門科目」を配置している。基本科目および専門支持科目は、従来の一般教育科目に該当するもので、専門支持科目は、専門科目とより関連が深く、基本科目との間をつないだり支持したりするものをさす。

(1) 基本科目および専門支持科目

- ① 対象論領域では哲学、倫理学、法学および心理学を基本科目として設定すると共に、専門科目との関連から人間論、バイオエシックス、医事法学および発達心理学を専門支持科目として設定し、人間を幅広く捉えられるように図っている。
- ② 環境論領域では社会学、文化人類学、国際関係論、経済学、および歴史学を基本科目として設定すると共に、専門科目との関連から人間工学、家族社会学、医療人類学、社会福祉・社会保障論および医療経済学を専門支持科目として設定し、人間を取り巻く周囲の環境に対する視野を広められるように図っている。
- ③ 活動論領域では教育学、論理学、化学、地域経済学、統計学および情報科学論を基本科目として設定すると共に、専門科目との関連からコミュニケーション論および臨床心理学を専門支持科目として設定し、理論的裏づけをもった実践が可能となるように図っている。
- ④ 総合領域では演劇論、文学、認知科学および総合科目Ⅰ～Ⅲを基本科目として設定し、領域の枠にとらわれないさまざまな現象や、時代の流れに即した事柄を学習できるように図っている。また専門支持科目として原書講読を設定し、専門領域の見聞を広

めかつ必要な文献の検索や講読を行い、自ら研究を深めることができるようになっている。

(2) 専門科目

- ① 対象論領域では医療や看護の対象としての人間を、その本質や発達的視点、人間関係の視点あるいは心と身体の両面からとらえられるように、“人間と看護”“ライフサイクルと健康”“こころのしくみと健康”および“からだのしくみと健康”という観点から科目を設定している。
- ② 環境論領域では物理的、社会的な視点に加え、生活の側面からも環境を捉えることができるよう、“地球環境と健康”“保健医療福祉と健康”および“生活と健康”という観点から科目を設定している。
- ③ 活動論領域では働きかけの基本を踏まえ、臨床看護や看護の社会的役割について捉えられるよう、“基本的援助論”“健康問題と援助論”および“看護システムと健康”という観点から科目を設定している。
- ④ 総合領域では看護に携わる人間としてのこころの豊かさや視野の広さ、論理的な思考、研究・探求の基礎が身につくよう、“看護研究”および“総合看護”という観点から科目を設定している。

(3) 外国語科目および保健体育科目

外国語科目および保健体育科目は総合領域に配置しており、文字どおり総合的な教育ができるようになっている。

なお、各科目の学年ごとの構成割合を図に示すと下記のようになります。また、教育科目的設定は、次頁の表のとおりである。

授業科目一覧

領域	区分	(1年次)		(2年次)		(3年次)		(4年次)	
		対象論領域	専門	対象論領域	専門	対象論領域	専門	対象論領域	専門
基本専門	基礎支持専門	基礎看護論Ⅰ 発生形態論 生顧機能学Ⅰ 栄養代謝学Ⅰ 看護病態学 疾患論Ⅰ	成人性論 老人特性論 母性特性論 小児特性論 精神病論Ⅰ 精神地図論Ⅱ 生態機能学Ⅱ 栄養代謝学Ⅱ 感染免疫学 薬理学	基礎看護論Ⅱ 家族健康論 臨床保薦学 疾患論Ⅰ 疾病論Ⅲ 疾病論Ⅳ	基礎看護論Ⅲ 家族健康論 臨床保薦学 疾患論Ⅱ 疾病論Ⅰ 疾病論Ⅲ 疾病論Ⅳ	基礎看護論Ⅳ 家族社会学Ⅱ 医療人倫学 医療経済学	基礎看護論Ⅴ 家族社会学Ⅱ 医療人倫学 医療経済学	基礎看護論Ⅵ 家族社会学Ⅱ 医療人倫学 医療経済学	基礎看護論Ⅶ 家族社会学Ⅱ 医療人倫学 医療経済学
環境論領域	基礎支持専門	社会学 文化人類学 食生活論 歴史学 経済学	国際関係論	人間工学 社会福祉・ 社会保障論	環境保健論Ⅰ	環境保健論Ⅱ 環境保健論Ⅲ 保健医療福祉 システム論Ⅰ	環境保健論Ⅲ 環境保健論Ⅳ 保健医療福祉 システム論Ⅰ	環境保健論Ⅳ 環境保健論Ⅴ 保健医療福祉 システム論Ⅱ	環境保健論Ⅴ 環境保健論Ⅵ 保健医療福祉 システム論Ⅲ
対象論領域	基礎支持専門	哲學 心理学 法医学 生物学	倫理学	医事法学会 バイオエシックス	人間論				

<実習の概要>

◇実習の目的

日常生活や社会における様々な健康現象を看護の視点から見直し、ライフサイクル各期の人々の生活援助や治療援助にかかる看護実践を体験することにより、また、多様な看護提供システムのあり方を実際に学ぶことによって、次のような能力を養うことを目指している。

- ① 幅広い健康レベルにおける人間の心身の状態や生活について理解するとともに、看護の機能と役割に対する認識を深める。
- ② 患者との人間関係を形成し、対象を総合的に理解する能力を養う。
- ③ 看護技術の習熟を図り、対象の個別性に応じて計画的な看護実践を展開できる基礎的な能力を養う。
- ④ 各領域の特殊性を学び、専門分野について主体的に研究する態度を育む。

◇実習の基本方針

健康レベルの高い、身近な人々の生活から徐々に、健康レベルの低い人々の生活へと認識の幅を広げていくよう、また、看護実践の基礎的な知識や技術を習得した上で、より高度なレベルの学習へと進めるように配慮して、講義との関連性を重視しながら4年間の実習全体を次のように段階的に構成している。

第1段階： 身近な人々の日常生活やさまざまな社会現象に目を向け、広い視野から健康について見直すことから始めて、生活の場と治療の場との接点である外来へと、徐々に看護の対象への認識を深めていく。

各自の生活体験を広げるような自主活動を重視し、個別またはグループでの取り組みによって体験的に得た情報をもとに、ディスカッションする方法をとる。

第2段階： 入院中の患者への看護ケアを通して病む人の心身の状態や入院生活についての理解を深め、あるいは地域で生活する人々への保健活動の実際を学ぶことにより、各領域の特殊性や対象の個別性に応じた看護ケアを実施できる基礎的な能力を身につける。

領域別に小グループに分かれ、病院では個別に患者を受け持ち、また、地域においては家庭訪問や集団指導を行うことにより、看護実践を体験的に学ぶ。

第3段階： さまざまな看護の場においてグループ別の課題学習を行い、活動の基盤となる看護提供システムについて理解を深める。また、特定の領域に関して系統的な研究を行うことにより、より深い知識を獲得し、看護実践の向上を目指す研究的な態度を培う。

◇実習科目の構成

実習の段階	実習科目
第1段階	援助論実習Ⅰ（生活援助実習）
	援助論実習Ⅱ（フィールド体験実習）
	援助論実習Ⅲ（受診過程体験実習）
	援助論実習Ⅲ（老人ふれあい実習－1）
第2段階	援助論実習Ⅳ（療養援助実習）
	援助論実習Ⅴ（老人ふれあい実習－2）
	援助論実習Ⅵ（領域別短期実習）
	援助論実習Ⅶ（領域別長期実習）
第3段階	援助論実習Ⅷ（システム論実習） （総合看護）

◇実習時期と期間

週数	1~6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20~27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40~41
1年																援助論実習Ⅰ (生活援助実習)												
2年																援助論実習Ⅲ (受診過程体験実習) (老人ふれあい実習－1)												
3年																												
4年																援助論実習Ⅵ (領域別長期実習) 援助論実習Ⅶ (システム論実習)												

■実習施設の位置図



備考) 実習内容に応じて診療所、
福祉施設、学校などの関連
施設においても実習を行う。

○病院

	施設名
①	県立尼崎病院
②	県立塚口病院
③	県立西宮病院
④	県立加古川病院
⑤	県立淡路病院
⑥	県立光風病院
⑦	県立柏原病院
⑧	県立こども病院
⑨	県立成人病センター
⑩	県立姫路循環器病センター
⑪	県立のじぎく療育センター
⑫	県立総合リハビリテーションセンター中央病院
⑬	県立高齢者脳機能研究センター
⑭	国立神戸病院
⑮	公立豊岡病院
⑯	神戸大学医学部付属病院
⑰	明石市立市民病院

○保健所

	施設名		施設名
①	西宮保健所	⑭	竜野保健所
②	芦屋保健所	⑮	赤穂保健所
③	伊丹保健所	⑯	福崎保健所
④	宝塚保健所	⑰	佐用保健所
⑤	川西保健所	⑱	山崎保健所
⑥	三田保健所	⑲	豊岡保健所
⑦	明石保健所	⑳	浜坂保健所
⑧	加古川保健所	㉑	和田山保健所
⑨	西脇保健所	㉒	柏原保健所
⑩	三木保健所	㉓	篠山保健所
⑪	高砂保健所	㉔	洲本保健所
⑫	加西保健所	㉕	津名保健所
⑬	社保健所	㉖	三原保健所

大学院看護学研究科の教育課程

〈教育課程の概要〉

教育課程は全学的科目と専門分野別の科目から構成されている。

◇全学的科目

(1) 共通必修科目

専門領域を深める過程において、共通する看護の基礎となる理論看護学と看護研究法を共通必修科目として配置する。

(2) 共通選択科目

専門的能力を高めるために必要となる学際的な科目群を共通選択科目として配置する。

◇専門分野における科目

(1) 分野別共通科目

看護管理・教育学、成人看護学、母子看護学及び地域・精神・老人看護学の4分野に共通するものを分野別共通科目として配置する。

(2) 分野別専門科目

それぞれの専攻分野に関する専門性を高め、研究能力や実践能力を養うために必要となるものを分野別専門科目として配置する。

(3) 専門分野と領域

各専門分野は、その専門性を構築する複数の有機的につながった領域からなり、各分野の特性と領域は次のとおりである。

①成人看護学分野

成人看護学分野では、健康問題や課題を持つ人への教育や支援、成人期の病気を持つ人への働きかけなど高度な看護援助諸理論を修得するとともに、臨床コンサルテーション等の専門看護師としての機能と役割を開発して行くための諸理論と方法を修得する。

ア がん看護学領域

がん看護に関する高度な知識、技術を用い、がんの予防や健康教育とともに、がん治療に伴う看護及び治療後の生活調整を支援し、がん患者の体験する症状、精神的苦痛の緩和や、がん終末期ケアが提供できる高度な能力を修得する。

イ 成人健康看護学領域

成人健康看護に関する高度な知識、技術を用い、成人の健康増進や慢性病を生きる人々に対して症状コントロール、再発予防のための健康の調整、社会資源の活用などの療養法を支援できる高度な能力を修得する。

②母子看護分野

母子看護学分野では、子ども、母親、女性、家族の構成員を個人として見ていくと同時に、母子を含めた家族を一つの単位として理解し、高度で複雑な課題を解決するための諸理論と方法を修得する。

ア 母性看護学領域

移行期の概念を基盤とし、生産年齢にある女性や家族が遭遇する健康問題に対し、効果的に支援できるよう看護援助に必要な諸理論を学び高度な能力を修得する。

イ 小児看護学領域

成長発達とセルフケア看護理論を基盤に小児の健康状態を捉え、環境の影響を考慮しながら健康的な増進、疾病や障害による小児の心身の反応に対し、適切に支援できる高度な能力を修得する。

③地域・精神・老人看護学分野

地域・精神・老人看護学分野では、個人及び集団の健康問題に対して地域社会に密着した形で対応していくことを重視し、国内外の保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に取り組むことのできる諸理論と方法を修得する。

ア 地域看護学領域

プライマリヘルスケアの概念を基盤にして、国内外の地域社会において、健康問題に対する的確なアセスメントと計画・活動評価、組織的な問題解決のための住民の力量形成、保健・医療・福祉分野等の調整・統合などができる高度な能力を修得する。

イ 精神看護学領域

個人及び集団の心の健康についての理解を踏まえて、精神看護に関する諸理論と方法を学び、リエゾン精神看護もしくは精神障害者への看護のいずれかの分野において高度の技能を發揮し、看護ケアを改善していく能力を修得する。

ウ 老人看護学領域

老人の加齢過程や健康生活に関する問題に対して、高度な専門的援助を実践し、また看護方法の開発に貢献できるように老人看護に必要な理論とその活用、老人の健康評価の方法、看護ニードの分析方法、サポートシステムの推進方法などを修得する。

④看護管理・教育学分野

看護管理・教育学分野では、変動の激しい社会にあって将来を見通した創造的な看護管理及び看護教育のシステムを構築していくために、看護行政、看

護管理、基礎看護教育及び継続教育に関する諸理論と方法を修得する。

ア 看護管理学領域

保健・医療・福祉の行政と看護管理システムについて国際的な幅広い視野を身につけるとともに、行政の仕組み、看護管理及び経済に関する理論や方法を探求することで、将来、保健・医療・福祉におけるさまざまな場でリーダーシップが發揮でき、看護行政や看護管理に携わり得る能力を修得する。

イ 看護教育学領域

看護教育学は、専門的知識、技術の修得及び人格形成などの二側面を持つことを基盤としており、教育の原理及びそれに関わる教育内容や方法の特殊性を学び、現行の教育課題を明らかにする。学生は先駆的な教育課程の構成並びに教授案の作成を試み、特に臨床教育に焦点を当てて教育評価法を開発し、基礎並びに継続教育担当者としての能力を修得する。

⑤看護基礎科学分野

看護基礎科学分野では、将来看護学の対象である生活者としての人体の構造と機能及びその異常や人間の健康現象と環境との関わりについての理解を深めるために看護生態学、看護病態学、環境看護学の3つの領域を置いている。この3つの領域は分野別専門科目が有機的につながっており、学生はそれぞれの目的に合わせた科目的選択ができる。

ア 看護生態学領域

生活する人間の人体の構造、調節機能を看護学の視点から総合的に探求し、理解を深めるとともに生体の形態、機能、代謝の解釈に必要な基礎的な方法及びその応用に関する研究方法を修得する。

イ 看護病態学領域

病む人の病因、病態及び看護についての理解を深めるための基礎的研究法を修得する。

ウ 環境看護学領域

環境研究の歴史や環境概念の変遷などを踏まえて、人間の生活と環境に関する諸問題について、看護学の視点から理論的な分析や構造化を試みる。

◇修士課程配当授業科目

区分	授業科目の名称	区分	授業科目の名称	区分	授業科目の名称	区分	授業科目の名称	
共通必修科目	理論看護学 看護研究法	成人看護学分野	成人生活身体論 ストレス看護論 がん看護論 症状緩和論 成人看護援助論 がん治療看護論 成人看護実践演習 がん看護実践演習	地域・精神・老人別専門科目	地域看護活動論 地域組織活動論 国際地域看護論 家族看護学 精神健康論 精神看護方法論Ⅰ 精神看護方法論Ⅱ リエゾン精神看護論 精神障害者看護論 老人健康生活論 老人看護サポートシステム論 老人看護方法論Ⅰ 老人看護方法論Ⅱ 地域看護実践演習 精神看護実践演習 老人看護実践演習	看護管理・教育学分野	看護組織論 組織行動管理論 看護経済学 看護教育制度論 看護教育方法論 継続教育論 看護管理・教育学特論 看護管理実践演習 看護教育実践演習	
共通選択科目	哲学的人間学 心理療法原論 現代家族社会学 保健経済学 保健統計学 情報活用論 保健福祉学 女性学 ケア文学論 スポーツ生理学 生涯スポーツ論 生涯教育論 国際保健学	分野別専門科目	母子看護学分野	母性健康生活論 小児健康生活論 小児健康看護論 母性援助論Ⅰ 母性援助論Ⅱ 小児看護方法論Ⅰ 小児看護方法論Ⅱ 母性看護実践演習 小児看護実践演習	分野別専門科目	看護生物学特論 看護生物学演習 看護病態学特論Ⅰ 看護病態学演習Ⅰ 看護病態学特論Ⅱ 看護病態学演習Ⅱ 老人看護実践演習	看護基礎科学分野	環境看護学特論Ⅰ 環境看護学演習Ⅰ 環境看護学特論Ⅱ 環境看護学演習Ⅱ 看護生物学研究法 看護病態学研究法 環境看護学研究法
分野別共通科目	看護倫理 看護と保健政策 看護教育 看護管理 地域保健活動論 看護コンサルテーション 看護ヘルスアセスメント 災害看護							

共同研究／助成研究

◇共同研究実施状況

年度	共同研究先	共同テーマ	共同研究者
5 ・ 6	兵庫県洲本保健所	障害者と共に生きる地域づくりを目指しての取り組み	洲本保健所：大辻 哲夫 大山 達朗 菅 琴子 池上 陽子 魚里 明子 森野透尚子 上村佐和子 山腰しげみ 香 純子 兵庫県立看護大学：長星 昭義 近澤 菵子 清口 純二 井伊久美子 北島 謙吾 青木さとみ 大川 貴子 小川 恵子 山崎 吕子
	兵庫県立尼崎病院	臨床実習指導における看護婦の体験世界	兵庫県立看護大学：禪 秀志 平河 勝美 賴田 裕子 兵庫県立尼崎病院：栗田 桂子 服部 錠子 鳥居 芳江 多田賀津子 近田 敦子
7 ・ 8	兵庫県立尼崎病院	術後合併症予防を目的とした看護ケアの分析	兵庫県立尼崎病院：今木 索子 坂本 澄子 森 日登美 今井未知代 兵庫県立看護大学：内布 敦子 上泉 和子 禅開 和哉
	兵庫県立成人病センター	癌告知を受けた患者への看護支援の検討 －事例を通して見えた看護婦の状況－	兵庫県立成人病センター： 峯垣 明美 亀岡 義子 赤 和子 横松 有紀 西村 晴美 後藤 幸美 高島 章子 村松 知子 織村頼眞子 兵庫県立看護大学： 内布 敦子 豊田 邦江 飯岡由紀子 大原 美香 和泉 盛子 河野 文子 近澤 菵子 Patricia Underwood 南 裕子 前・兵庫県立看護大学： 大川 貴子 (平成7年度まで参加)
8	兵庫県立高齢者脳機能研究センター附属病院	高齢者痴呆患者に対するナースの関わりとその効果 －遊びリテーションの場面から－	共同研究者 岸 左知子 金山 文子 坂口 美沙 高原 昭 三宅 博代 (兵庫県立高齢者脳機能研究センター附属病院) 塙塚 優子 木谷 信子 竹崎久美子 松岡 千代 鶴谷 佳代 吉本 祥生 近田 敦子 (兵庫県立看護大学) 三上 由郁 (前・兵庫県立看護大学)

◇文部省科学研究費 平成6年度

テーマ	研究代表者	共同研究者	期間
病室、病棟環境におけるニオイの発生要因と患者の居住性に関する研究	根本 清次	川口 孝泰・櫻井 利江 勝田 仁美・鵜山 治 南 裕子	平成6年 平成8年
痴呆疾患のカルシウム代謝異常についての臨床的研究	吉本 祥生	櫻井 利江・前田 潔 (兵庫県立高齢者脳機能研究センター)	平成6年 平成7年
看護学的な視点による東洋医学および伝統・民間療法の検討	南 裕子	勝田 仁美・川口 孝泰 根本 清次・櫻井 利江	平成6年 平成7年
高齢者の睡眠覚醒リズムに及ぼす床内暖房器具の影響	服部 朝子	近田 敦子・柴田 真志 若村 智子・柴田しおり 志村 満子	平成6年 平成7年
構造モデルを用いた入院環境の評価に関する検討 －環境看護学のターミノロジーの明確化をとおして－	川口 孝泰	根本 清次・松浦 和幸 櫻井 利江・勝田 仁美 南 裕子	平成6年 平成7年
看護大学編入学カリキュラムのモデル開発に向けて －短期大学を卒業した看護婦の学習要求の分析－	平河 勝美		平成6年
初期糖尿病患者に効果的な保健指導を行うための指標の検討 －運動療法に関して－	賴田 裕子		平成6年
ヨガ呼吸法をとり入れたリラクゼーションによる便秘改善法の開発と検討	志村 満子		平成6年

◇文部省科学研究費 平成7年度

テ　ー　マ	研究代表者	共同研究者	期間
病室、病棟環境におけるニオイの発生要因と患者の居住性に関する研究	根本 清次	川口 孝泰・櫻井 利江・勝田 仁美 鶴山 治・南 裕子	平成6年～平成8年
癌性疼痛のある子どもの痛み緩和ケアの実態の把握と看護介入方法の構築	片田 範子	大崎富士代・高谷裕紀子・中岡 亜紀	平成7年～平成9年
痴呆疾患のカルシウム代謝異常についての臨床的研究	吉本 祥生	櫻井 利江・前田 潔 (兵庫県立高齢者脳機能研究センター)	平成6年～平成7年
看護学的な視点による東洋医学および伝統・民間療法の検討	南 裕子	勝田 仁美・川口 孝泰・根本 清次 櫻井 利江	平成6年～平成7年
高齢者の睡眠覚醒リズムに及ぼす床内暖房器具の影響	服部 朝子	近田 敬子・柴田 真志・若村 智子 志村 満子・大原 美香	平成6年～平成7年
構造モデルを用いた入院環境の評価に関する検討 -環境看護学のターミノロジーの明確化をとおして-	川口 孝泰	根本 清次・櫻井 利江・勝田 仁美 松浦 和幸・南 裕子	平成6年～平成7年
描画法における人間像の発達的研究 -描画法の人間像解釈のためのデータベース作成-	溝口 純二	前川あさ美 (東京女子大学文理学部講師)	平成7年～平成9年
痴呆性老人のQOLを高めるケア技術の開発	水谷 信子	竹崎久美子・辻坂 千代・塩塚 優子 三上 由郁	平成7年～平成8年
精神障害者への地域ケアにおけるケースマネージメント・モデルの開発に関する研究	近澤 範子	青木さとみ・大川 貴子・小高 恵実	平成7年～平成9年
老人保健施設の日常生活援助における看護職機能の専門性について	竹崎久美子		平成7年
終末期ケアにおける看護判断と援助技術の開発に関する研究	内布 敦子	柴田 秀子・和泉 成子・河野 文子	平成7年～平成9年

◇文部省科学研究費 平成8年度

テ　ー　マ	研究代表者	共同研究者	期間
病室、病棟環境におけるニオイの発生要因と患者の居住性に関する研究	根本 清次	川口 孝泰・櫻井 利江・勝田 仁美 鶴山 治・南 裕子	平成6年～平成8年
癌性疼痛のある子どもの痛み緩和ケアの実態の把握と看護介入方法の構築	片田 範子	大崎富士代・高谷裕紀子・中岡 亜紀	平成7年～平成9年
描画法における人間像の発達的研究 -描画法の人間像解釈のためのデータベース作成-	溝口 純二	前川あさ美 (東京女子大学文理学部講師)	平成7年～平成9年
終末期ケアにおける看護判断と援助技術の開発に関する研究	内布 敦子	柴田 秀子・和泉 成子・河野 文子 P. アンダーウッド	平成7年～平成9年
痴呆性老人のQOLを高めるケア技術の開発	水谷 信子	竹崎久美子・松岡 千代・塩塚 優子 樹谷 佳代	平成7年～平成8年
精神障害者への地域ケアにおけるケースマネージメント・モデルの開発に関する研究	近澤 範子	青木さとみ・小高 恵実・住吉亜矢子	平成7年～平成9年
看護学における生活構造論の構築に向けての検討 -震災後一年目の生活変化の体験から-	近田 敬子	宮島 朝子・志村 満子・大原 美香 植波 寿子	平成8年～平成9年
看護・人間工学的な視点による高齢者自立支援椅子の開発	川口 孝泰	小河 幸次(北海道東海大学) 根本 清次	平成6年～平成8年
WHO式癌疼痛治療法の臨床現場における運用を阻害する要因	和泉 成子		平成8年

◇平成7年度 研究一覧 受託研究

分担者名	テーマ	研究代表者	共同研究者
日水製薬株	カルシウムと痴呆、骨粗しょう症との関係について	吉本 祥生	
横浜市長	業務体制の変更に向けた試行及び効果測定の策定	上泉 和子	
神戸市長	仮設住宅における支援システムに関する研究	井伊久美子	
日本看護協会長	災害関連研究	南 裕子	
(財)ひょうご科学技術創造協会	災害時看護支援システムの分析と開発	上泉 和子	
全労災	痴呆性老人のQOLを高めるケア技術の開発	水谷 信子	
明石ロータリクラブ	災害関連研究	片田 範子	
(財)笹川医学医療研究財団	老人保健施設で働く看護職と介護職の機能の独自性と協同の実態	竹崎久美子	
(財)兵庫地域政策研究機構	阪神・淡路大震災の被災地における母子の心身の健康及び母子の取りまく環境に関する研究	片田 範子	
(財)大同生命厚生事業団	阪神・淡路大震災被災者のメンタルケアに関する追跡研究	溝口 純二	
(財)笹川医学医療研究財団	災害関連研究	南 裕子	

学内行事

年間スケジュール

大学祭



【前期】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
学 事	入学式 春季休業 新入生歓迎パーティー	体育祭 H B s 抗原抗体検査(2回生) 定期健康診断 開学記念日				夏季休業
教務事項		履修・進路ガイダンス テキスト販売 前期授業開始	援助講義Ⅳ 援助講義Ⅴ	援助講義Ⅵ 援助講義Ⅶ	前期補講・集中講義(2回生除く)	大学洋上セミナーひょうご講 前期試験(1・2・3・4回生)



体育祭



課外活動



【前期】

10月

11月

12月

1月

2月

3月

学事	大学祭		冬季休業		卒業式
	援助論実習Ⅳ 進路ガイダンス		総合看護論文提出	後期試験（1・2・3回生） 後期補講 集中講義（1・2・3回生）	後期試験（4回生）
教務事項	援助論実習Ⅰ 後期履修願提出	援助論実習Ⅱ 後期授業開始	援助論実習Ⅲ （編人生）	総合看護ボスターセッション	援助論実習Ⅴ

◇国際セミナー（国際交流委員会）

① 第1回'93「看護実践とエキスパートネス」

パトリシア・ペナー（カリフォルニア大学サンフランシスコ校 教授）
南 裕子（兵庫県立看護大学長 基礎看護学教授）

② 第2回'96「危機管理－緊急時に対する看護としての備え－」

ハンナ・アドミ（テルアビブ大学 講師 ラムバム医療センター（軍病院）副看護部長）
高谷 嘉枝（神戸大学医学部附属病院 看護部長）
井伊 久美子（兵庫県立看護大学 地域看護学講師）

③ 第3回'97「看護のエンパワーメント」

パトリシア・アンダーウッド（兵庫県立看護大学 教育管理看護学教授）
南 裕子（兵庫県立看護大学長 基礎看護学教授）

④ 第4回'98「看護実践における倫理的課題」

アン・デイビス（長野県看護大学 教授）
福間 誠之（明石市立市民病院長）
片田 範子（兵庫県立看護大学 小児看護学教授）



◇特別講演会

① 平成6年 「ウェールズの教育について・血友病について」（研修研究委員会）
ジョン・C・ギディングス

② 平成7年 「看護の質を向上させるための体制づくり－

専門看護師、その役割と機能」（国際交流委員会）

パトリシア・アンダーウッド（兵庫県立看護大学 教育管理看護学教授）
パメラ・ミナリツク（イエール大学看護部 助教授 イエールニュー・ヘブン病院リエゾン精神看護婦）
ジュリア・フォーセット（カリフォルニア大学サンフランシスコ校 講師）

③ 平成8年 「Symptom Management」（実践看護学講座・国際交流委員会）

パトリシア・J・ラーソン（カリフォルニア大学サンフランシスコ校 助教授）

④ 平成9年 県立四大学震災復興研究発表会

「阪神・淡路大震災3周年事業 復興への飛翔」

加藤 恵正（神戸商科大学 商経学部教授）

長谷川 素由（姫路工業大学 工学部教授）

井伊 久美子（兵庫県立看護大学 地域看護学助教授）

福永 弘之（姫路短期大学 教授）



地域交流

◇公開講座（地域交流委員会）

① 平成5年度 大テーマ「変わりゆく社会と健康」 -はじめまして、看護大学です-

- ・骨“長寿のバックボーン”
- ・生活の中の看護
- ・ケアカルチャーの創造
- ・高齢化社会と看護
- ・家族と社会
- ・子どもと家族と健康
- ・子どものからだとこころの今
- ・ストレス時代の心の健康

(受講者157名)

(看護生態学担当	吉本 祥生	教授)
(実践基礎看護学担当	近田 敬子	教授)
(哲学担当	石井 誠士	教授)
(老人看護学担当	水谷 信子	教授)
(社会学担当	岡元 行雄	教授)
(小児看護学担当	片田 範子	教授)
(体育学担当	長屋 昭義	教授)
(基礎看護学担当	南 裕子	学長)

② 平成6年度 大テーマ「変わりゆく社会と健康」 -くらしの問題／こころの問題-

- ・精神障害者の理解のために
- ・当世の出産事情
- ・お年寄りと町の診療所
- ・心理学への招待
- ・オムニバス 保健医療福祉のはなし
- ・今、地域では…介護問題を考える

(受講者83名)

(精神看護学担当	北島 謙吾	講師)
(母性看護学担当	柳吉 桂子	講師)
(老人看護学担当	竹崎久美子	講師)
(心理学担当	溝口 純二	助教授)
(社会福祉・社会保障論担当	山下 真宏	講師)
(地域看護学担当	井伊久美子	講師)

③ 平成7年度 大テーマ「変わりゆく社会と健康」 -生活とからだの健康-

- ・思春期にさしかかる子どもとのかかわり
- ・人生の危機管理としての癌予防
-細胞のガン化を防ぐことができるか?-
- ・健やかなからだづくりのために
- ・救急看護法
- ・からだの働きにおける神経の役割
- ・皆さん大いじょうぶですか
-腰痛、関節痛-

(受講者50名)

(小児看護学担当	広末 ゆか	講師)
(成人看護学担当	足利 幸乃	講師)
(運動生理学担当	柴田 真志	講師)
(実践基礎看護学Ⅱ担当	内布 敦子	講師)
(看護生態学担当	根本 清次	助教授)
(看護病体学担当	鶴飼 和浩	教授)

④ 平成8年度 大テーマ「変わりゆく社会と健康」 -豊かな生活。医療情報の上手な活用法-

- ・知るものしあわせ？それとも知らざるものしあわせ？
- ・老いを探る
- ・ケアの話
- ・パソコンを利用してみませんか？
- ・病院の正しい選び方
- ・あなたにあった椅子選びのポイント

(受講者71名)

(経済学担当	國崎 稔	講師)
(老人看護学担当	水谷 信子	教授)
(成人看護学担当	野並 葉子	助教授)
(統計学担当	松浦 和幸	助教授)
(看護管理学担当	上泉 和子	助教授)
(人間工学担当	川口 孝泰	講師)

⑤ 平成9年度 テーマ 「女性の健康と社会」

(受講者54名)

- ・「女性の健康と社会を」授業する
-学校における教育実践の現状と課題-
- ・イメージの声を聞く
-あなたの健康を守るために-
- ・女性はなぜ長生きするか
- ・女性と男性と社会
- ・女性が社会の中で子育てをするということ
- ・発展途上国の女性の健康と看護職への期待
-インドネシアの地域助産婦の活動を中心に-

(教育学担当	藤原 顯	助教授)
(心理学担当	福留 留美	助教授)
(看護生態学担当	吉本 祥生	教授)
(社会学担当	岡元 行雄	教授)
(母性看護学担当	山本あい子	助教授)
(地域看護学担当	森口 育子	教授)

施設



附属図書館

附属図書館では、蔵書数約32,000冊と雑誌166誌（和雑誌96誌、洋雑誌70誌）の他、紀要、新聞、視聴覚資料を所蔵し、図書館資料の閲覧、貸出、レファレンス（参考調査）を行っています。

(1) 利用について

①開館時間 9:00～19:00（夏季等の学生休業期間は17:00まで）

②休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（臨時休館はその都度掲示します。）

③利用上の注意

- 館内では静肃にしてください。

- 館内での飲食はできません。

- 図書は丁寧に取扱い、館内閲覧後は元の所へ返してください。

④入館・退館

2Fからブックディテクション・システム（無断持出防止装置）を通じて、入館してください。正規の貸出手続きをしないで図書を持出そうとすると、退館ゲートで警告音が生じます。

(2) 図書館資料の利用

①館内閲覧

- 館内の図書館資料は、自由に閲覧できます。

- 視聴覚資料（ビデオ・CD・カセットテープ）は、受付カウンターで、ヘッドホーンを受け取り利用してください。席が空いている場合は、持込みの資料も視聴できます。

②館外貸出

- 貸出冊数及び期間

冊数 5冊まで

期間 2週間

- 試験期間中は、貸出期間を短縮します。

- 休暇中は、長期貸出の取扱いをします。

- 貸出手続

学生証を提示の上、「登録カード」に必要事項を記入してください。「貸出カード」を発行しますので、借りたい図書とともに受付に提出してください。

なお、新着雑誌・新聞及び、禁帶出のラベルの貼付している図書は貸出できません。

また、貸出した図書館資料はいかなる場合にも転貸できません。

●返却

期限内に受付カウンターに返却してください。

予約者がなければ、継続できますので、貸出の継続を希望する図書を持参の上、受付カウンターに申し出てください。

●延滞

貸出した図書の返却が遅れると貸出を停止することがあります。

●紛失、損傷

図書を紛失や損傷した場合は、原則として現物と同じ図書で弁償していただきます。

(3) 相互利用

探している資料が本学にない場合は、資料の複写や貸出を他の機関に依頼したり、他の図書館を利用するすることができます。詳しくは、受付カウンターに申し出てください。

(4) 文献検索 (CD-ROM検索)

Medline（医学文献）、医学中央雑誌、CINAHL（看護学文献）、学術雑誌総合目録（和雑誌・洋雑誌の学術雑誌の所在目録）等のCD-ROMで文献検索ができます。

(5) 図書館ツアー

文献の探し方を体験する図書館ツアーを企画しています。

カウンターで予約して、参加してください。

◇図書蔵書数

		和 書	洋 書	合 計
基 本 科 目 及 び 基 本 指 示 科 目 関 係 図 書	総 記	2,355	83	2,438
	哲学、倫理学	362	202	564
	心理 学	360	109	469
	教 育 学	142	7	149
	法 学	44	17	61
	経 済 学	363	34	397
	国際関係論	61	37	98
	社会 学	606	74	680
	文化人類学	174	18	192
	社会福祉学	323	16	339
	統 計 学	251	22	273
	情 報 科 学	295	11	306
	自然 科 学	316	56	372
	文 学	683	40	723
	芸 術	77	15	92
	歴 史 学	273	8	281
	そ の 他	163	8	171
	英 語	777	867	1,644
専 門 科 目 関 係 図 書	ドイツ語	530	243	773
	フランス語	537	256	793
	中 国 語	452	32	484
	保 健 体 育	543	58	601
	計	9,687	2,213	11,900
	看護生態学	384	626	1,010
	看護病態学	1,011	520	1,531
	基礎看護学	854	294	1,148
	実践基礎看護学Ⅰ	380	267	647
	実践基礎看護学Ⅱ	648	48	696
	教育・管理看護学	272	71	343
	成人看護学	389	123	512
	老人看護学	1,057	281	1,338
	母性看護学	495	115	610
	小児看護学	1,135	231	1,366
	精神看護学	1,142	103	1,245
	地域看護学	837	47	884
	総 記	918	75	993
	計	9,522	2,801	12,323
合 計		19,209	5,014	24,223

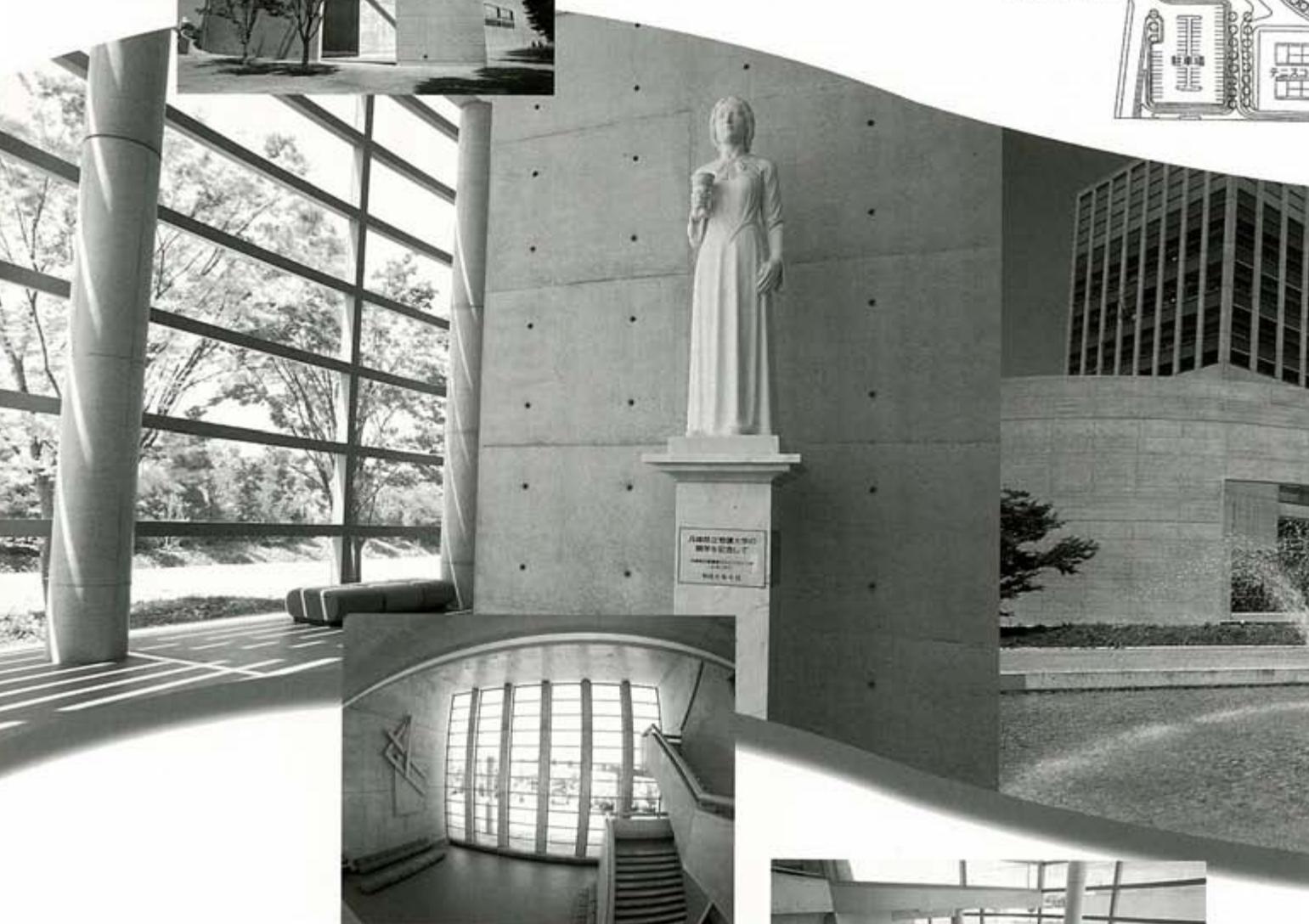
	和 書	洋 書	合 計
0 総 記	828	95	923
1 哲 学	1,159	444	1,603
2 歴 史	465	46	511
3 社 会 科 学	3,597	572	4,169
4 自 然 科 学	5,790	1,826	7,616
N 看護学分類	2,529	709	3,238
5 技 術	606	602	668
6 産 業	120	3	123
7 芸 術	579	94	673
8 言 語	1,465	799	2,264
9 文 学	2,071	364	2,435
合 計	19,209	5,014	24,223

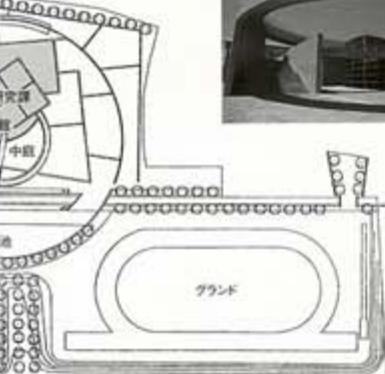
	和 書	洋 書	合 計
購 入	15,644	4,911	20,555
寄 贈	3,547	100	3,647
(そ の 他) 編入	18	3	21
合 計	19,209	5,014	24,223

製本雑誌

	和雑誌	洋雑誌	合 計
購 入	50	140	190
寄 贈	357	7	364
(そ の 他) 編入	628	645	1,237
合 計	1,035	792	1,827

光、水、緑が溢れる環境です。





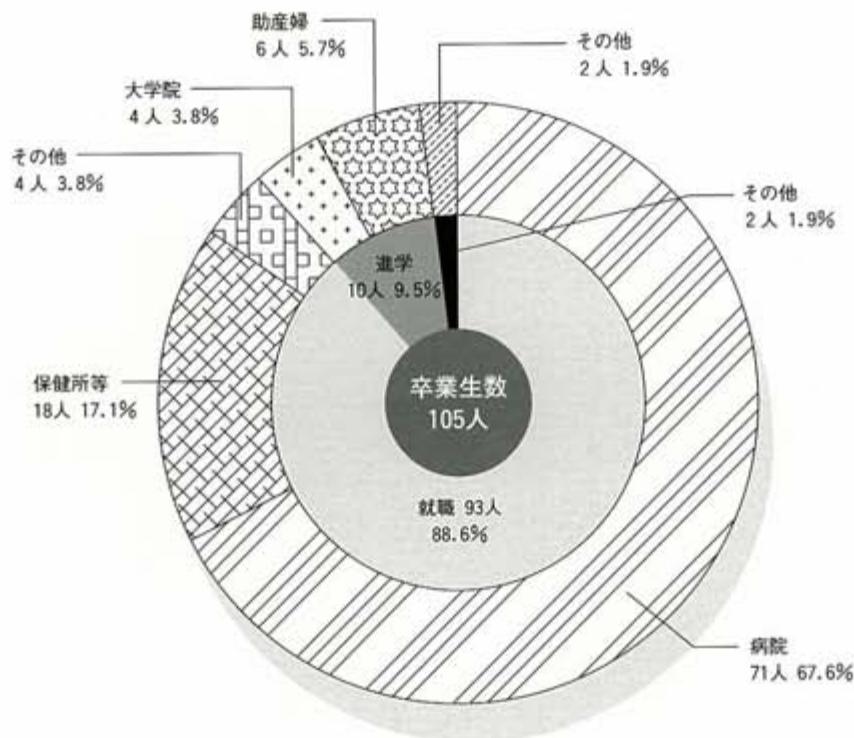
卒業生の動向

卒業生の就職先

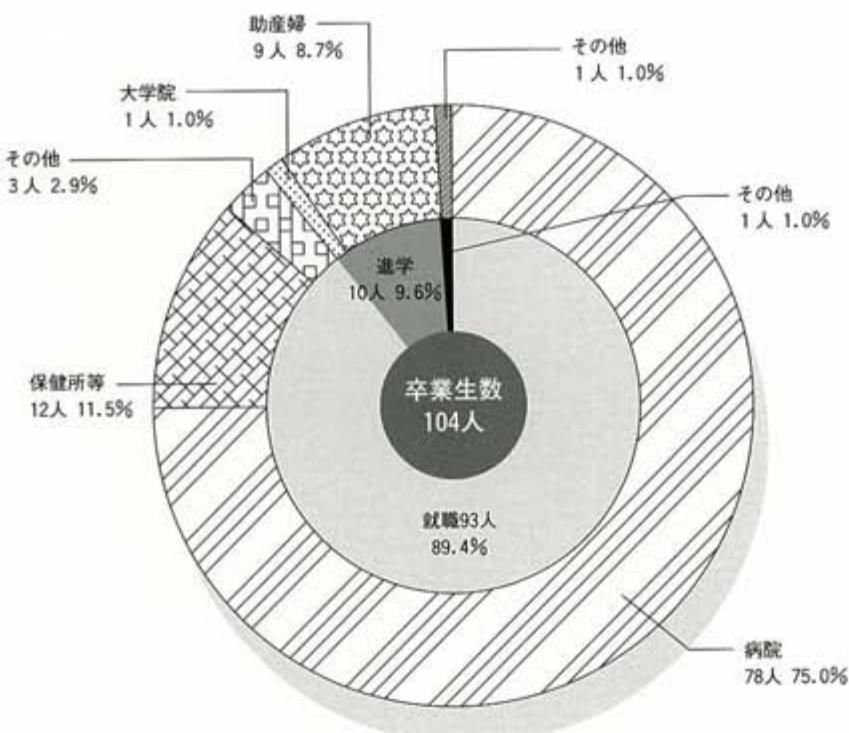


平成9・10年 就職、進学状況

(平成9年3月卒業生)



(平成10年3月卒業生)



第5章

資料

教員名簿

非常勤講師名簿

職員名簿

学部学則

大学院学則

年間学事曆

入学試験状況

編集後記

教員名簿（就任順）

	平成 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
○基 础						
哲学系				平成 7 年、 8 年度 （附属図書館長）		
教 授：石井 誠士						
心理学系						
助教授：溝口 純二						
助教授：福留 留美						
教育学系						
助教授：藤原 顯						
社会学系						
教 授：岡元 行雄						
社会福祉系						
助教授：山下 真宏						
（平成 8 年度まで講師）						
経済系						
講 師：國崎 稔						
助教授：長田 浩						
統計・情報系						
助教授：松浦 和幸						
外国語						
教 授：松並 綾子						
助教授：穴吹 章子						
講 師：サンワル・マーク						
保健体育						
教 授：長屋 昭義						
講 師：柴田 真志						
○専 門						
【基礎】						
看護生態学				平成 5 年、 6 年度 （附属図書館長）		
教 授：吉本 祥生						
助教授：根本 清次						
増田 圓子						
助 手：櫻井 利江						
川井 亜美						
桐村 智子						

	平成 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
看護病態学					平成 9 年、10 年度 〈附属図書館長〉	
教 授：鵜飼 和浩						
鵜山 治						
助 手：山本 恭子						
基礎看護学			学 長			
教 授：南 裕子						
助教授：川口 孝泰						
(平成 8 年度まで講師)						
助 手：勝田 仁美					(小児看護学へ)	
小西美和子						
【実践基礎】						
実践基礎看護学 I	平成 5 年、6 年度 〈学生部長〉					
教 授：近田 敬子						
助教授：宮島 朝子						
助 手：平河 勝美						
若村 智子						
志村 満子						
大原 美香						
石橋 寿子						
大金ひろみ						
実践基礎看護学 II						
教 授：						
パトリシア J. ラーソン						
助教授：内布 敦子						
(平成 8 年度まで講師)						
助 手：松田 裕子						
柴田 秀子						
柴田しおり						
和泉 成子						
河野 文子						
竹本 明子						
滋野みゆき						
山本 真澄						

	平成 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
教育・管理看護学						
教授：パトリシア・アンダーウッド						
助教授：上泉 和子 (平成 7 年度まで講師)						
助 手：勝原裕美子						
【成人・老人】						
成人看護学						
助教授：野並 葉子						
講 師：足利 幸乃						
助 手：繩 秀志						
豊田 邦江						
飯岡由紀子						
山川真理子						
小野 和子						
老人看護学						
教 授：水谷 信子						
講 師：竹崎久美子						
助 手：岡崎 真紀						
塙塚 優子						
三上 由郁						
松岡 千代						
樹谷 佳代						
井藤由香里						
【母子】						
母性看護学						
助教授：山本あい子						
講 師：柳吉 桂子						
川村千恵子						
助 手：中込さと子						
小竹 雪枝						
小林 康江						
篠崎 和子						
増井 耐子						
鈴木 静						

	平成 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
小児看護学				平成 7 年～10 年度 〈学生部長〉		
教 授：片田 範子						
講 師：広末 ゆか						
勝田 仁美						
助 手：大崎富士代						
高谷裕紀子						
中岡 亜紀						
古橋 知子						
松林 知美						
【広域】						
精神看護学						
助教授：近澤 範子						
講 師：北島 謙吾						
宇佐美しおり						
助 手：大川 貴子						
青本さとみ						
小高 恵美						
住吉亜矢子						
郷良 淳子						
千藤 明美						
地域看護学						
教 授：森口 育子						
助教授：井伊久美子						
(平成 8 年度まで講師)						
助 手：小川 恵子						
西谷 明美						
溝口 昌子						
牛尾 裕子						
玉田 典子						
宮本 和子						
由良真木子						
河内 恵子						

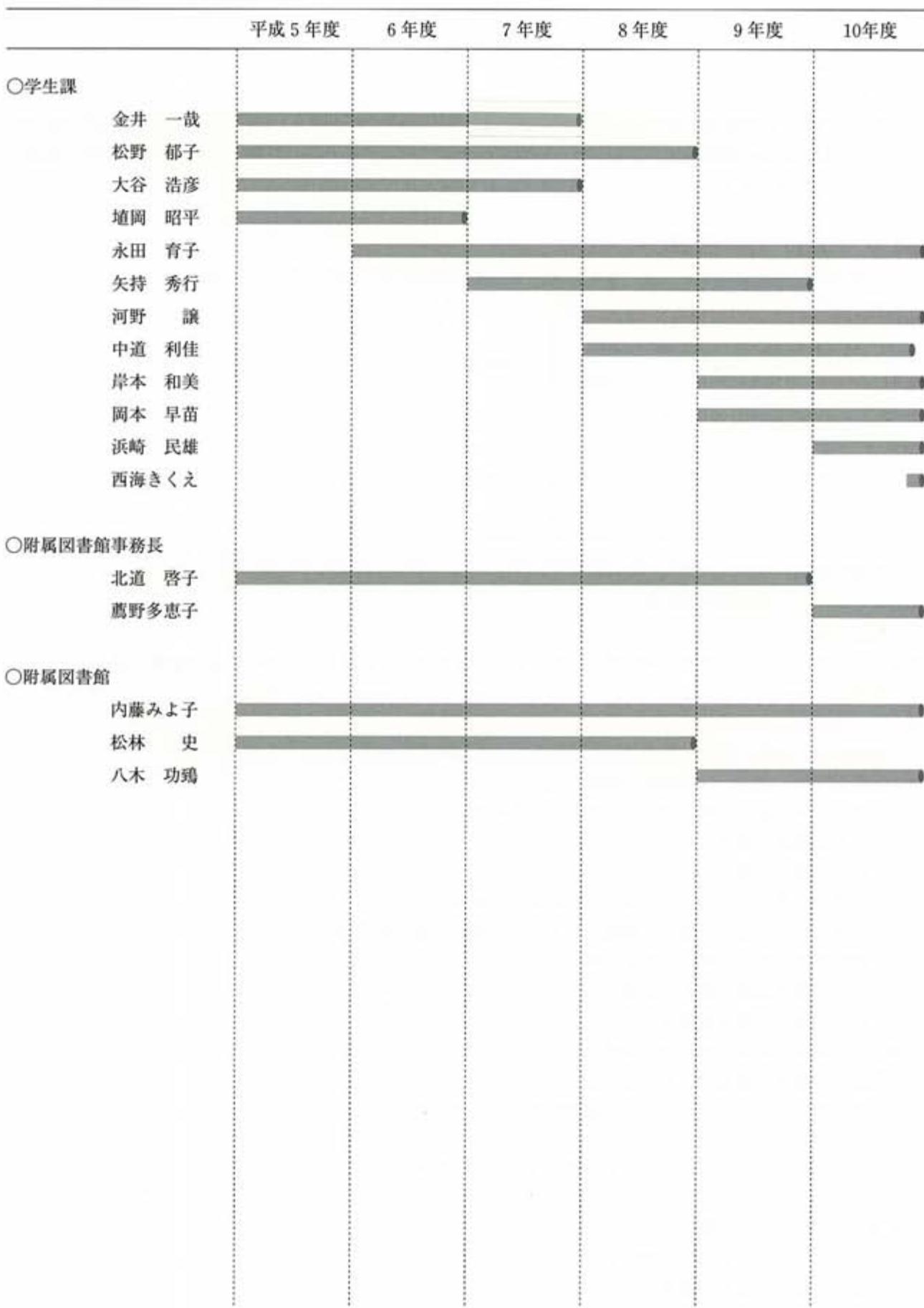
非常勤講師名簿(就任順)

	平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
法学						
高木多喜男						
法学						
濱田富士郎						
法学						
三井　誠						
生物学						
坪　由宏						
食生活論						
宮川久邇子						
歴史学						
立川　昭二						
国際関係論						
木村　修三						
化学						
山田　博昭						
化学						
世良　明						
教育学						
杉林　隆						
論理学						
飯田　賢一						
演劇論						
竹内　敏晴						
文学						
藤原　克巳						
認知科学						
正司　和彦						
医事法学						
大谷　實						
バイオエシックス						
坂本　百大						
医療人類学						
波平恵美子						
コミュニケーション論Ⅰ						
岡本　夏木						
コミュニケーション論Ⅱ						
麻生　武						
コミュニケーション論Ⅲ						
井上　俊						

	平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
基礎看護論Ⅲ						
野崎 香野						
家族健康論						
野嶋佐由美						
家族健康論			(治療援助論Ⅰ)			
高野 順子						
精神健康論Ⅱ						
中井 久夫						
薬理学						
堀坂 和敬						
臨床薬理学						
奥村 勝彦						
臨床薬理学						
岩川 精吾						
疾病論Ⅱ						
丸尾 猛						
疾病論Ⅱ						
大谷 徹郎						
疾病論Ⅲ						
會田 道夫						
地球環境論						
山口 克人						
環境保健論Ⅰ・Ⅱ						
青山 英康						
環境保健論Ⅲ						
住野 公昭						
地域援助論Ⅰ						
久常 節子						
独語Ⅰ・Ⅱ						
W・ニツツ						
独語Ⅰ・Ⅱ						
藤野 一夫						
仏語Ⅰ・Ⅱ						
岡部ペアトリス						
中国語Ⅰ・Ⅱ						
劉 小俊						
中国語Ⅰ・Ⅱ						
陳 來幸						
中国語Ⅰ・Ⅱ						
日野みどり						

職員名簿(就任順)

	平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
○事務局長						
柏木 諸						
横山 隆						
○事務局次長						
横田 成樹						
有本まゆみ			(学生部次長兼学生課長から)			
○総務課長						
松原 健一						
丸山 宏司						
平田 清						
○総務課						
中村 道男						
三木 雅彦						
西海きくえ						
中道 肇和						
西條 千明						
榎本 一郎						
藤田 博巳						
岸本 佳史						
寺尾 美幸						
高瀬 雅信						
荒木 久晴						
平田 清美						
○学生部次長兼学生課長						
長田 博樹						
有本まゆみ						
竹島 琢夫					(事務局次長へ)	



兵庫県立看護大学学則

制定 平成5年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、生命の尊重を基盤とした豊かな人間性の涵養と看護の専門的知識・技術の教授研究を行い、社会の幅広い領域で活躍する人材の育成に努め、もって健康の増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(構成)

第2条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科及び入学定員、3年次編入学定員、収容定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
看護学科	100名	10名	420名

(附属図書館)

第3条 本学に、附属図書館を置く。

(職員組織)

第4条 本学に、学長、教授、助教授、講師、助手、事務吏員、技術吏員及びその他の職員を置く。

(教授会)

第5条 本学に、大学運営に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、助教授及び常勤講師をもって構成する。

3 教授会においては、次の事項を審議する。

- (1) 学則、学内諸規程等の制定、改廃に関する事項
- (2) 人事に関する事項
- (3) 経理に関する事項
- (4) 学生の入学、編入学、転学及び卒業に関する事項
- (5) 学生の休学、復学、退学、除籍、再入学及び賞罰に関する事項
- (6) 教育課程及び授業科目に関する事項
- (7) 学生の厚生補導に関する事項
- (8) 施設の拡充に関する事項
- (9) その他本学に関する重要な事項

4 教授会に関する規程は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第6条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律による休日
- (3) 開学記念日 4月15日
- (4) 春季休業 4月1日から 4月6日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から 9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の休業日のほか、臨時の休業日は、学長がその都度定める。

(修業年限)

第9条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第10条 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第11条 授業科目は、基本科目、外国語科目、保健体育科目、専門支持科目及び専門科目とする。

(単位計算の方法)

第12条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間又は30時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習及び保健体育実技は、30時間又は45時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第14条 授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。

(他の大学における履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、他の大学の授業科目を履修しようとする者は、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

(編入学生の既修得単位の認定)

第17条 編入学生の既修得単位の認定については、別に定める。

(教育課程及び履修方法)

第18条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、履修規程の定めるところによる。

第4章 入学、編入学、転学及び卒業

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (4) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第21条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。

3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

(入学許可)

第22条 学長は、所定の選考に合格し、指定の期日までに、入学手続に関する書類に添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第23条 前条の規定により入学を許可された者が、入学の辞退を申し出たときは、学長は当該入学許可を取り消すものとする。

(編入学)

第24条 本学に編入学できる者は、短期大学卒業者（見込みの者を含み、学科は問わない。）で、看護婦免許取得者（見込みの者を含む。）とする。

2 編入学生は、4年を超えて在学することはできない。

3 編入学志願者の選考及び入学許可は、第21条から第23条の規定を準用する。

(転学)

第25条 本学の学生が、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

(卒業)

第26条 本学に4年以上在学し、履修規程に基づき卒業所要単位以上を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学士の学位)

第27条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

(休学及び復学)

第28条 学生が、病気・事故等やむを得ない事情により3か月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、病気による休学の願い出には、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 病気のため修学が適当でない学生に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められたときは、更に1年の範囲内で延長を許可することができる。
- 4 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 6 休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

(退学)

第29条 学生がやむを得ない事情によって退学しようとするときは、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第30条 学生が、次の各号の1つに該当するときは、学長は教授会の議を経てこれを除籍する。

- (1) 第28条第4項に定める休学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
- (4) 定められた在学期間を超える者

(再入学)

第31条 次の各号に掲げる者が、再入学を願い出たときは、学長は教授会の議を経て入学を許可することができる。ただし、入学の時期は学期の始めとする。

- (1) 第29条により本学を退学した者
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号により除籍された者

第6章 賞罰

(表彰)

第32条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第33条 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を教授会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の1つに該当した場合とする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 正当な事由がなくて修業の実のない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 科目等履修生、研究生、研修員及び外国人特別学生

(科目等履修生)

第34条 本学の学生以外の者で、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て、これを科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第35条 特定の事項について研究を願い出る者があるときは、学長は教授会の議を経て、これを研究生として許可することができる。

- 2 研究生について必要な事項は別に定める。

(研修員)

第36条 大学又はその他の団体から、特定の事項の研究のためその所属の職員の派遣について願い出があるときは、学長は教授会の議を経て、これを研修員として許可することができる。

- 2 研修員について必要な事項は別に定める。

(外国人特別学生)

第37条 外国人で、外国公館又は本学において適當と認める団体から推薦された者が、本学への特別入学を志願するときは、学長は教授会の議を経て、これを外国人特別学生として許可することができる。

2 外国人特別学生は、第2条第2項に定める定員外とする。

3 外国人特別学生の入学資格は、第20条を準用する。

(規定の準用)

第38条 学則のうち必要な事項は、科目等履修生、研究生、研修員及び外国人特別学生にこれを準用する。

第8章 公開講座

(公開講座)

第39条 県民の健康・福祉に関する教養を高めるとともに、広く看護従事者、健康福祉関係者、ボランティア等の知識又は文化の向上に資するため、公開講座を設けることができる。

第9章 授業料及び入学科等

(授業料及び入学科等)

第40条 授業料、入学考査料、入学科、研修料及び公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徵収に関しては、兵庫県立学校授業料等徵収条例の定めるところによる。

2 休学を許可された者に対しては、前項の条例の定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

3 特別の理由があると認められる者は、兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則の定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成5年度から平成7年度までの各年度における収容定員は、学則第2条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度
一般入学生	100名	200名	300名
3年次編入学生	0名	0名	10名
収容定員	100名	200名	310名

兵庫県立看護大学大学院学則

制定 平成9年4月3日

第1章 総則

(目的)

第1条 兵庫県立看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は人間の尊厳を基幹とし、看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第2条 本大学院に看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(課程)

第3条 研究科に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って看護学の清新な学識を授け、高度な専門性を有する看護実践等に必要な実践能力や研究者の基礎能力を養うものとする。

(専攻)

第4条 研究科に看護学専攻を置く。

(学生定員)

第5条 研究科の定員は次のとおりとする。

研究科名	課程名	専攻名	入学定員	収容定員
看護学研究科	修士課程	看護学専攻	25名	50名

(教員組織)

第6条 本大学院における研究指導は原則として教授が行い、授業は教授、助教授又は講師が担当する。

(研究科長)

第7条 研究科に研究科長を置き、学長をもって充てる。

(研究科委員会)

第8条 本大学院の運営に関する重要事項を審議するため、研究科に研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 専門分野の研究指導を行う教授
- (3) その他研究科長が必要と認める者

3 委員会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 研究科の人事に関すること。
- (2) 大学院学則及び研究科に関する規程の制定、改廃に関すること。
- (3) 研究科学生の入学、休学、退学、転学、復学、除籍及び賞罰その他学生の身分に関すること。
- (4) 研究科の教育課程及び研究指導に関すること。
- (5) 修士論文、特定の課題に関すること。
- (6) 最終試験及び課程修了に関すること。
- (7) 修士の学位（以下「学位」という。）に関すること。
- (8) その他研究科に関すること。

4 委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年、学期及び休業日)

第9条 本大学院の学年、学期及び休業日については兵庫県立看護大学学則（以下「大学学則」という。）第6条から第8条までの規定を準用する。

(修業年限)

第10条 修士課程の修業年限は2年とする。

(在学年限)

第11条 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 入学、休学、復学、退学、除籍、転学、転入学、再入学及び留学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 大学（学校教育法第52条に定める大学をいう。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) その他本大学院において第1号と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続き)

第14条 入学志願者は、本大学院の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。

3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

(入学許可及び入学許可の取消し)

第15条 入学許可及び入学許可の取消しについては、大学学則第22条及び第23条の規定を準用する。

(休学及び復学)

第16条 学生の休学及び復学については、大学学則第28条の規定を準用する。ただし、同条第4項に定める休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

(退学)

第17条 学生がやむを得ない事情によって退学しようとするときは、必要書類を添えて学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第18条 学生が、次の各号の1つに該当するときは、学長は委員会の議を経てこれを除籍する。

- (1) 第16条に定める休学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
- (4) 定められた在学期間を超える者

(転学)

第19条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第20条 他の大学院から本大学院に転入学を志望する者があるときは、委員会の議を経て、相当年次に転入学を許可することがある。

2 前項の規定による転入学の時期は、学年の始めに限る。

(再入学)

第21条 本大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(留学)

第22条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は第10条に規定する期間に算入することができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業及び研究指導)

第23条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(授業科目及び履修方法)

第24条 授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(単位計算の方法、単位の授与及び成績の評価)

第25条 単位計算の方法、単位の授与及び成績の評価については、大学学則第12条から第14条までの規定を準用する。

(他大学院における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学院（留学しようとする外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、10単位を越えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認められるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについて、10単位を越えない範囲で認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第28条 教育上有益と認められるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に当該大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導については、本大学院で受けた研究指導とみなす。

第5章 課程の修了要件

(修士課程の修了要件)

第29条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

なお、在学期間に関しては、とくに優れた業績をあげた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 修士論文の審査及び最終試験については、別に定める。

第6章 学位

(学位)

第30条 本大学院において修士課程を修了した者に対しては、修士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第7章 賞罰

(賞罰)

第31条 学生に対する賞罰については大学学則第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、大学学則第32条及び第33条中「教授会」とあるのは「委員会」と、第33条中「本学則」とあるのは「本大学院学則」と読み替えるものとする。

第8章 科目等履修生、研究生及び外国人学生

(科目等履修生)

第32条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第33条 特定の事項について研究を願い出る者があるときは、学長は委員会の議を経て、これを研究生として許可することができる。

2 研究生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第34条 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ入学を許可することができる。

2 外国人学生については、定員外とすることができます。

3 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第9章 授業料及び入学料等

(授業料及び入学料等)

第35条 授業料、入学考查料及び入学料の額並びに徴収については、大学学則第40条の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年度における収容定員は本学則第5条の規定にかかわらず25名とする。

平成10年度学部学事暦

	学 事	教 務 事 項	期 日
前 期	学 年 開 始		4月1日(水)
	春 季 休 業		4月1日(水)～4月6日(月)
	入 学 式	履修・進路ガイダンス テキスト販売	4月6日(月) 4月7日(火) 4月7日(火) 4月7日(火)
	新入生歓迎パーティー	前期授業開始 履修願提出	4月7日(火) 4月8日(水) 4月13日(月)～4月16日(木)
	開学記念日		4月15日(水)
	定期健康診断		4月23日(木)
	HBs抗原抗体検査(2回生)		5月1日(金)～5月30日(土)
	体 育 祭	援助論実習VI 援助論実習III 援助論実習VII 前期補議・集中講義 (2回生を除く)	5月7日(木) 5月11日(月)～6月5日(金) 6月8日(月)～6月19日(金) 6月8日(月)～6月19日(金) 7月21日(火)～7月31日(金)
	夏 季 休 業	大学洋上セミナーひょうご'98	8月1日(土)～9月30日(水)
	公開講座 課外活動(夏季)	前期試験(1・2・3・4回生)	8月12日(木)～9月10日(木) 8月22日(土)・8月29日(土) 9月7日(月)～9月10日(木) 9月18日(金)～9月24日(木) 9月25日(金)～9月26日(土)
後 期	大 学 祭	後期授業開始 後期履修願提出 援助論実習Vガイダンス 援助論実習I 進路ガイダンス 援助論実習V	10月1日(木) 10月1日(木)～10月7日(木) 10月1日(木)～10月2日(金) 10月1日(木)～10月7日(木) 10月2日(金) 10月5日(月)～12月11日(金) 10月31日(土)～11月1日(日) 11月30日(月)～12月11日(金) 11月30日(月)～12月11日(金) 12月18日(金)
	冬 季 休 業	援助論実習V(編入生) 援助論実習IV 総合看護論文提出日	12月25日(金)～1月7日(木)
		総合看護ポスターーション 後期試験(4回生)	1月8日(金)～1月14日(木)
		後期補講・集中講義 (1・2・3回生)	2月1日(月)～2月5日(金)
		後期試験(1・2・3回生)	2月1日(月)～2月12日(金)
	課外活動(冬季)	援助論実習II	2月15日(月)～2月19日(金)
	卒 業 式		3月上旬
	学 年 終 了		3月7日(日)～3月11日(木)
			3月25日(木)
			3月31日(木)

平成10年度大学院学事暦

	学 事	教 務 事 項	期 日
前 期	学 年 開 始		4月1日(水)
	春 季 休 業		4月1日(水)～4月6日(月)
	入 学 式	履修ガイダンス	4月6日(月)
		前期授業開始	4月7日(火)～4月9日(木)
		前期履修願提出	4月13日(月)～4月22日(水)
	開学記念日		4月15日(水)
	定期健康診断		4月23日(木)
	体 育 祭		5月7日(木)
	夏 季 休 業	前期補講期間	7月21日(火)～7月31日(金)
		大学洋上セミナーひょうご'98	8月1日(土)～9月30日(水)
後 期	公 开 講 座		8月12日(木)～9月10日(木)
	課外活動(夏季)		8月22日(土)・8月29日(土)
	国際セミナー		9月7日(月)～9月10日(木)
			9月25日(金)～9月26日(土)
	大 学 祭	後期授業開始	10月1日(木)
	冬 季 休 業	後期履修願提出	10月1日(木)～10月9日(金)
	学生向け講演会		10月31日(土)～11月1日(日)
		修士論文提出締切日	12月25日(金)～1月7日(木)
		後期補講期間	1月13日(水)
		修士論文審査および最終試験	1月29日(金)
		修士論文発表会	2月下旬
	課外活動(冬季)		3月初旬
	学位記授与式		3月7日(日)～3月11日(木)
	学 年 終 了		3月25日(木)
			3月31日(水)

入学試験の状況

区分	推薦	前期	後期	社会人	編入	震災特例	帰国生	外国人	合計	科目等履修生
平成5年度	募集人員a	20	60	20	-	-	-	-	100	-
	志願者数b	194	1327	759	-	-	-	-	280	-
	倍率b/a	9.7	22.1	38.0	-	-	-	-	22.8	-
	合格者数	24	66	47	-	-	-	-	137	-
	入学者数	24	41	36	-	-	-	-	101	-
平成6年度	募集人員a	20	70	10	-	-	-	若干名	-	100
	志願者数b	182	307	197	-	-	-	1	-	686
	倍率b/a	9.1	4.4	19.7	-	-	-	-	6.9	-
	合格者数	22	71	17	-	-	-	0	-	111
	入学者数	22	66	13	-	-	-	0	-	101
平成7年度	募集人員a	20	70	10	-	10	若干名	若干名	-	100
	志願者数b	133	306	152	-	70	16	1	-	591
	倍率b/a	6.7	4.4	15.2	-	7.0	-	-	-	5.9
	合格者数	22	76	10	-	12	4	0	-	124
	入学者数	22	70	10	-	10	4	0	-	116
平成8年度	募集人員a	20	70	10	-	10	-	若干名	-	110
	志願者数b	129	350	155	-	69	-	3	-	706
	倍率b/a	6.5	5.0	15.5	-	6.9	-	-	-	6.4
	合格者数	20	73	13	-	12	-	1	-	119
	入学者数	20	69	11	-	10	-	1	-	111
平成9年度	募集人員a	20	60	20	若干名	10	-	若干名	若干名	110
	志願者数b	79	112	162	20	48	-	0	1	422
	倍率b/a	4.0	1.9	8.1	-	4.8	-	-	-	4.2
	合格者数	20	60	23	2	11	-	0	0	116
	入学者数	20	58	22	2	10	-	0	0	112
平成10年度	募集人員a	20	60	20	若干名	10	-	若干名	若干名	110
	志願者数b	94	240	167	72	92	-	0	0	665
	倍率b/a	4.7	4.0	8.4	-	9.2	-	-	-	2.6
	合格者数	20	60	23	2	10	-	0	0	116
	入学者数	20	59	21	2	10	-	0	0	112

編集後記

県民の熱い期待を結集して創設された本学もはや5歳になりました。昨年6月に記念誌編集委員会がスタートし、編集の基本方針や設立までの経緯、設立準備の過程および開学から今日までの歩みをまとめて記録にとどめるために作業をしてきました。今、ようやくゴールに到達することができホッと一息ついたところです。

満5歳といえば、人間だとやっと幼稚園に入園したところです。歴史のある先輩大学と比べると、まるで孫か曾孫のような存在ですが、それでも、この間にもう2期、卒業生を送り出し大学院修士課程を開学し、さらに博士（後期）課程の開設を目前にするまで着実に歩みを進めてきました。

もう1年余りで到来する新しい世紀がどんな世紀になるのか見当がつきませんが、いずれにせよ今世紀末によくやく学問の名を挙げ教育と研究と実践の充実への道を歩み始めた看護が極めて重要な役割をするであろうことは確かです。

もう20年もするとわが国の大学の高齢化時代が訪れます。その頃まで、私たちの大学の学問が幸いに若年成人病を免れて単に外に向かって活動的になるばかりでなく、真に内に充実して成長していくなら先輩大学の中で、常にフレッシュな力を發揮して学間に創造的に貢献することができるでしょう。

そういう将来の課題に備えて、開学後、5年経ったところで一度このように歩みを振り返ってみる、そして脚下を照顧することは、まず私たち自身にとって意義のあることです。あるいはこれが私たちを見守り支えてくださっている県内・県外の看護界はもとよりあらゆる分野の方々にも、私たちからの感謝をこめたさやかなメッセージになるとすればそれは幸いなことです。

終わりに、この記念誌刊行にあたって、執筆の依頼にこころよく応じてくださった先生方、また、いろんな取材に協力くださった方々には、この場をかりてこころからお礼申し上げます。

平成11年3月

5周年誌編集委員会

石井誠士、宮島朝子、川口孝泰、
勝田仁美、山本恭子